

半 期 報 告 書

(第139期中) 自 平成11年4月1日  
至 平成11年9月30日

関 東 財 務 局 長 殿

平成11年12月24日 提出

会 社 名 株式会社 横 浜 銀 行

英 訳 名 The Bank of Yokohama, Ltd.

代表者の  
役職氏名 頭 取 平 澤 貞 昭

本店の所在の場所 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号

電話番号 横浜(045)225-1111(大代表) 連絡者 総合企画部  
主任調査役 森 田 俊 一

最寄りの連絡場所 東京都中央区日本橋2丁目8番2号

株式会社 横浜銀行 東京支店

電話番号 東京(03)3272-4171(大代表) 連絡者 副支店長 宮 崎 和 夫

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
株式会社 横浜銀行 東京支店	東京都中央区日本橋2丁目8番2号
東 京 証 券 取 引 所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

# 目 次

第一部 企業情報 .....	1頁
第1 企業の概況 .....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	2
3 関係会社の状況 .....	2
4 従業員の状況 .....	3
第2 事業の状況 .....	4
1 業績等の概要 .....	4
2 生産、受注及び販売の状況 .....	17
3 対処すべき課題 .....	17
4 経営上の重要な契約等 .....	17
5 研究開発活動 .....	17
第3 設備の状況 .....	18
1 主要な設備の状況 .....	18
2 設備の新設、除却等の計画 .....	18
第4 提出会社の状況 .....	19
1 株式等の状況 .....	19
(1) 株式の総数等 .....	19
(2) 発行済株式総数、資本金等の状況 .....	21
(3) 大株主の状況 .....	21
(4) 議決権の状況 .....	22
2 株価の推移 .....	22
3 役員等の状況 .....	22
第5 経理の状況 .....	23
・中間監査報告書 .....	25
1 中間連結財務諸表等 .....	27
(1) 中間連結財務諸表 .....	27
① 中間連結貸借対照表 .....	27
② 中間連結損益計算書 .....	28
③ 中間連結剰余金計算書 .....	28
④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書 .....	29
(2) その他 .....	43
・中間監査報告書 .....	45
2 中間財務諸表等 .....	49
(1) 中間財務諸表 .....	49
① 中間貸借対照表 .....	49
② 中間損益計算書 .....	51
(2) その他 .....	64
第6 提出会社の参考情報 .....	65
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	66

# 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

### 1. 主要な経営指標等の推移

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成9年度 自平成9年4月1日 至平成10年3月31日	平成10年度 自平成10年4月1日 至平成11年3月31日	平成11年度中間 連結会計期間 自平成11年4月1日 至平成11年9月30日
連結経常収益	487,324百万円	385,663	176,433
連結経常利益 (△は連結経常損失)	△ 33,711百万円	△ 180,904	19,675
連結中間純利益			10,366百万円
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	△ 16,043百万円	△ 122,355	
連結純資産額	405,149百万円	405,233	412,829
連結総資産額	11,259,702百万円	11,259,548	10,849,860
連結ベースの1株 当たり純資産額	356.02円	270.90	277.60
連結ベースの1株 当たり中間純利益			8.59円
連結ベースの1株 当たり当期純利益 (△は連結ベースの 1株当たり当期純損失)	△ 14.09円	△ 108.93	
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり中間純利益			8.58円
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり当期純利益			
連結自己資本比率	9.23% (国際統一基準)	10.04 (国内基準)	9.86 (国内基準)
営業活動によるキャッシュ・フロー			329百万円
投資活動によるキャッシュ・フロー			△ 44,859百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー			△ 52,755百万円
現金および現金同等物の 中間期末残高又は期末残高			193,290百万円
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕			5,953人 〔3,528人〕

- (注) 1. 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)附則第2項に基づき、平成11年度から中間連結財務諸表を作成しております。
2. 親会社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(自己株式及び子会社の所有する親会社株式を除く)で除しております。
4. 連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(自己株式及び子会社の所有する親会社株式を除く)で除してしております。
5. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、平成9年度及び平成10年度は純損失が計上されているため、記載していません。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は平成9年度は国際統一基準、平成10年度からは国内基準を採用しております。

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第137期中	第137期	第138期中	第138期	第139期中
決算年月	平成9年9月	平成10年3月	平成10年9月	平成11年3月	平成11年9月
経常収益	252,278百万円	440,905	173,960	329,850	147,781
経常利益 (△は経常損失)	4,666百万円	△ 61,849	4,631	△ 183,837	18,668
中間純利益	4,090百万円		3,691		10,415
当期純利益 (△は当期純損失)		△ 59,969百万円		△ 107,746	
資本金	134,546百万円	134,546	134,546	184,546	184,546
発行済株式総数	1,137,997千株	1,137,997	1,137,997	普通株式 1,137,997 優先株式 200,000	普通株式 1,137,997 優先株式 200,000
純資産額	342,232百万円	275,327	276,173	405,961	413,527
総資産額	11,871,573百万円	11,258,367	11,207,988	11,130,558	10,668,187
預金残高	9,475,676百万円	8,704,640	8,511,457	8,490,517	8,458,471
貸出金残高	8,359,960百万円	8,050,071	8,174,376	8,136,791	7,912,023
有価証券残高	1,620,744百万円	1,604,245	1,626,864	1,455,400	1,489,725
1株当たり中間配当額	2.50円		2.50		普通株式 2.50 第一回優先株式 2.83 第二回優先株式 4.73
1株当たり配当額		5.00円		普通株式 5.00 第一回優先株式 0.02 第二回優先株式 0.03	
単体自己資本比率 (国内基準)				10.10%	10.01
従業員数 〔外、平均臨時雇員数〕	6,162人	5,938	5,864	5,672	4,777 〔2,863〕

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式により算出しております。なお、当行は第138期(平成11年3月)より国内基準を適用しております。また、第138期中(平成10年9月)以前は、国際統一基準(連結ベース)を適用しておりましたので、第137期中、第137期、第138期中の単体自己資本比率は、記載しておりません。
3. 第138期(平成11年3月)以降の自己資本比率(国内基準)は、銀行法第26条に基づく早期是正措置の導入に伴い平成10年3月31日から施行された大蔵省告示に基づいて算出したものであります。

## 2. 事業の内容

当中間連結会計期間において、連結子会社である横浜シティ証券株式会社を清算するとともに、浜銀投資顧問株式会社につきましては、平成11年8月20日付で解散決議を行い、平成11年度中に解散する予定であります。

## 3. 関係会社の状況

(1) 当中間連結会計期間中に当行の関連会社から子会社に変更となった会社は、該当ありません。

(2) 当中間連結会計期間中に当行の子会社から関連会社に変更となった会社は、該当ありません。

(3) 当中間連結会計期間中に当行の関連会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

横浜シティ証券株式会社

(注) 横浜シティ証券株式会社は平成11年4月27日の同社臨時株主総会にて解散を決議し、同年7月19日清算を結了しました。

(4) 当中間連結会計期間中に新たに当行の関連会社となった会社(並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分法非適用の関連会社)は、該当ありません。

#### 4. 従業員の状況

##### (1) 連結会社における従業員数

	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数	5,373	104	476	5,953人 〔3,528人〕

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員3,701人を含んでおりません。  
なお、〔 〕内は、臨時雇員について、平均人員を外数で記載しております。

##### 2. 各事業区分の主な事業内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他……………証券、保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券、クレジットカード業等

##### (2) 当行の従業員数

従業員数	4,777人 〔2,863人〕
------	--------------------

(注) 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員2,993人を含んでおりません。  
なお、〔 〕内は、臨時雇員について、平均人員を外数で記載しております。

## 第 2 事 業 の 状 況

### 1. 業績等の概要

当中間連結会計期間のわが国の経済を顧みますと、財政・金融面での政策効果の顕現によって公共投資や住宅建設が増加基調をたどり、また、金融システム不安の後退や株価の持ち直しなどを背景に個人消費が回復に向かい始めました。こうした公共部門や家計部門を中心とした国内需要の回復に加え、アジア経済の立ち直りによって同地域向け輸出が増加していることなどから、企業の生産活動にも持ち直しの兆しが現れており、景気の下げ止まりがようやく明らかとなりました。

金融面をみますと、日本銀行による金融緩和措置の継続によって、短期金利はほぼゼロに近い水準で推移しました。また、長期金利は、景気回復への期待や国債の大量発行に伴う需要悪化懸念などを背景に、総じて上昇基調で推移しました。

神奈川県経済につきましては、全国と同様、一連の政策効果によって住宅建設や個人消費などに明るい兆しがみられましたが、雇用環境の悪化が著しいことや製品在庫の調整が長引いたことなどから、景気回復に向けた動きは全国に比べてやや鈍いものにとどまりました。

こうした金融環境の下、当行は、「地域のお客さまに強く支持される銀行」の実現をめざし、当行グループ会社の総力を挙げて経営体質の強化ならびに業績の進展につとめてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、総じて「経営の健全化のための計画」の履行に向けて着実に推移し、以下のとおりとなりました。

預金は、当中間連結会計期間中 575 億円減少し、当中間連結会計期間末残高は 8 兆 4,227 億円となりました。

譲渡性預金は、当中間連結会計期間中 2,720 億円減少し、当中間連結会計期間末残高は 1,143 億円となりました。

貸出金は、当中間連結会計期間中 2,434 億円減少し、当中間連結会計期間末残高は 7 兆 8,889 億円となりました。

有価証券は、当中間連結会計期間中 626 億円増加し、当中間連結会計期間末残高は 1 兆 5,246 億円となりました。

総資産は、当中間連結会計期間中 4,097 億円減少し、当中間連結会計期間末残高は 10 兆 8,498 億円となりました。

損益につきましては、経常収益は、1,764 億 3 千 3 百万円となりました。また、経常費用は、1,567 億 5 千 8 百万円となりました。以上により、経常利益は 196 億 7 千 5 百万円、中間純利益は 103 億 6 千 6 百万円となりました。

また、国内基準による連結自己資本比率は、9.86 %となりました。

中間連結キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが 3 億 2 千 9 百万円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスの 448 億 5 千 9 百万円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスの 527 億 5 千 5 百万円となりました。この結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は 1,932 億 9 千万円となりました。

なお、中間連結会計期間の業績は、当中間連結会計期間より作成したため、前年同期比は記載していません。

次に、事業の種類別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

#### 1. 銀行業

経常収益は、引き続き低金利局面のなかにあつて、利鞘の改善や役務取引等収益の増強に努めた結果、1,492 億 2 千 2 百万円となりました。経常費用は、預金利息が減少したほか経費の抑制にも努めました結果、1,306 億 9 千 4 百万円となりました。その結果、経常利益は 185 億 2 千 7 百万円となりました。

#### 2. リース業

経常収益は、民間設備投資が低迷するなかで、営業努力ならびに前期までの成約高の寄与により、244 億 6 千 2 百万円となりました。経常費用は、自己査定を踏まえた会計処理を行い、233 億 1 百万円となりました。その結果、経常利益は 11 億 6 千 1 百万円となりました。

#### 3. その他

経常収益は 69 億 7 千 1 百万円、経常費用は 69 億 4 千 9 百万円となり、その結果、経常利益は 2 千 2 百万円となりました。

なお、「業績等の概要」に記載の親会社及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

### (コンピューター西暦2000年問題)

コンピューター西暦2000年問題への対応状況などは以下のとおりであります。

#### 1. 経営上の位置づけおよび対応体制

当行では、西暦2000年問題への対応を、単なるシステム上の問題としてだけでなく、経営の重要課題として位置づけ、中期経営計画に盛り込むとともに、金融監督庁のガイドラインに沿った全体計画を策定し、専門組織を設置して関連会社を含めたグループ全体にて計画的に取り組んでいます。また、毎月の取締役会への報告、行内監査部門による監査などの体制も整備しています。

#### 2. 対応の進捗状況

##### (1) コンピューターシステムおよび設備機器

すべてのシステムについて1999年8月末までに対応作業を終了しました。また、設備機器についても西暦2000年対応済み

である旨の報告を1999年8月末までに各メーカーから受理しました。

(2) 各種リスクへの対応

西暦2000年問題に起因する与信リスク、リーガルリスク、風評リスク、市場・流動性リスク、事務リスクなどの各種リスクについても、影響度合いを調査し、リスクの軽減につとめています。また、E Bサービスご利用のお客さまとの接続確認にもつとめています。

(3) 危機管理計画（コンティンジェンシープラン）

万一のトラブルが発生した場合に備えて、社会インフラの不具合も想定した危機管理計画を策定しました。その中でトラブル発生時の指揮・命令系統を明確にするとともに、すべての部署に危機管理マニュアルを配布するなど行内体制の確立をはかっています。また、預金残高などのデータについては常にバックアップをおこなっており、万一の場合にもデータの消失を防ぐ体制となっています。さらに、年末年始については預金などの残高一覧表を営業店に事前配布して、オンラインシステムが停止した場合に備えた対応も実施する予定です。

(4) お客さまへの広報活動

ディスクロージャー誌やリーフレットなどにより、お客さまに当行の対応状況をご理解いただくようつとめています。また、お客さま自身の西暦2000年問題への対応に関する広報活動もおこなっています。

3. 対応のための支出金額

西暦2000年問題対応のための総支出金額は約90億円と見積もっています。

上記総支出金額のうち西暦2000年問題への対応を主目的とした総費用金額は約23億円で、うち16億円は1999年11月末までに支出済み、5億円は予定外の支出に備えた予備費、残り2億円は1999年度中に支出予定です。

なお、西暦2000年問題への対応を内包していたシステム更改費用が約67億円あり、全額支出済みです。

本文書は、西暦2000年問題への横浜銀行の取り組みに関する重要な事実をお伝えすることを目的としています。当行は、本文書によって、西暦2000年問題に関して、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる意味においても保証や表明をおこなうものではありません。当行は、本文書によっていかなる債務負担や権利放棄をするものでもありません。

## (1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の国内の資金運用収支は、貸出金利息を中心に、812億円となり、海外の資金運用収支は、マイナス11百万円となった結果、資金運用収支は、812億円となりました。

国内の役員取引等収支は、手数料収入を中心に、117億円となり、海外の役員取引等収支は、72百万円となった結果、役員取引等収支は、118億円となりました。

国内の特定取引収支は、商品有価証券収益を中心に、1億円となり、海外の特定取引収支は、10百万円となった結果、特定取引収支は、1億円となりました。

国内のその他業務収支は、有価証券関連費用を中心に、マイナス15億円となり、海外のその他業務収支は、83百万円となった結果、その他業務収支は、マイナス14億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額 (△)	合 計
資金運用収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	118,672	1,838	920	119,591
資金調達費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	37,387	1,850	920	38,318
資金運用収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	81,285	△ 11	—	81,273
役員取引等収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	16,576	74	0	16,650
役員取引等費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	4,785	1	0	4,787
役員取引等収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	11,790	72	—	11,863
特定取引収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	168	10	—	178
特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	168	10	—	178
その他業務収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	28,068	87	—	28,155
その他業務費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	29,625	3	—	29,629
その他業務収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	△ 1,557	83	—	△ 1,473

(注)「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

「海外」とは、海外に本店を有する子会社であります。

## (2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定につきましては、平均残高は、貸出金及び有価証券を中心に、9兆8,068億円となり、利息は、1,195億円となった結果、利回りは、2.43%となりました。

一方、資金調達勘定につきましては、平均残高は、預金を中心に、9兆5,985億円となり、利息は、382億円となった結果、利回りは、0.79%となりました。

## ① 国内

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	9,805,228	118,672	2.41%
う ち 貸 出 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	8,064,552	91,402	2.26
う ち 有 価 証 券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,519,948	17,942	2.35
う ち コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	6,686	162	4.85
う ち 預 け 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	149,232	1,259	1.68
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	9,597,593	37,288	0.77
う ち 預 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	8,506,524	13,538	0.31
う ち 譲 渡 性 預 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	165,710	209	0.25
う ち コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	332,459	566	0.33
う ち コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	36,103	27	0.15
う ち 借 用 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	520,235	6,501	2.49

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

## ② 海外

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	135,928	1,838	2.69%
う ち 貸 出 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	121,698	1,444	2.36
う ち 有 価 証 券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	13,347	380	5.68
う ち コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	—	—	—
う ち 預 け 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	810	12	3.19
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	132,677	1,850	2.78
う ち 預 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	—	—	—
う ち 譲 渡 性 預 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	—	—	—
う ち コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	—	—	—
う ち コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ ー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	—	—	—
う ち 借 用 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	11,250	258	4.57

- (注) 1. 海外子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。  
2. 「海外」とは、海外に本店を有する子会社であります。

## ③ 合計

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平 均 残 高			利 息			利 回 り
		小 計	相殺消去額	合 計	小 計	相殺消去額	合 計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	9,941,157	134,288	9,806,868	120,511	920	119,591	2.43%
うち貸出金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	8,186,250	131,647	8,054,603	92,846	919	91,926	2.27
うち有価証券	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	1,533,296	2,636	1,530,659	18,323	—	18,323	2.38
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	6,686	—	6,686	162	—	162	4.85
うち預け金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	150,042	0	150,041	1,272	—	1,272	1.69
資金調達勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	9,730,270	131,678	9,598,592	39,139	919	38,219	0.79
うち預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	8,506,524	0	8,506,523	13,538	—	13,538	0.31
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	165,710	—	165,710	209	—	209	0.25
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	332,459	—	332,459	566	—	566	0.33
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	36,103	—	36,103	27	—	27	0.15
うち借入金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	531,486	131,674	399,812	6,759	919	5,840	2.91

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益につきましては、預金・貸出業務及び為替業務を中心に、166億円となりました。

一方、役務取引等費用につきましては、為替業務を中心に47億円となりました。

この結果、役務取引等収支（役務取引等収益－役務取引等費用）は、118億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額 (△)	合 計
役 務 取 引 等 収 益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	16,576	74	0	16,650
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	6,685	—	—	6,685
うち為替業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	5,820	—	—	5,820
うち証券関連業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	926	73	—	999
うち代理業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,518	—	—	1,518
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	11	—	—	11
うち保証業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,201	—	—	1,201
役 務 取 引 等 費 用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	4,785	1	0	4,787
うち為替業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,112	—	—	1,112

(注) 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

「海外」とは、海外に本店を有する子会社であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の国内の特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に、1億円となりました。

他方、海外の特定取引収益は商品有価証券収益のみで、10百万円となりました。

この結果、特定取引収支は、1億円となりました。

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	168	10		178
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	101	10	—	111
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち金融派生商品収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	49	—	—	49
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	17	—	—	17
特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち金融派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

「海外」とは、海外に本店を有する子会社であります。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は、商品有価証券を中心に、445億円となり、国内の特定取引負債は金融派生商品を中心に、46億円となりました。

他方、海外の特定取引資産及び特定取引負債は残高がありませんでした。

この結果、特定取引資産は、445億円となり、特定取引負債は、46億円となりました。

（金額単位 百万円）

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額（△）	合 計
特 定 取 引 資 産	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	44,571	—	—	44,571
うち商品有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	11,452	—	—	11,452
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	7	—	—	7
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち金融派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	4,614	—	—	4,614
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	28,496	—	—	28,496
特 定 取 引 負 債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	4,609	—	—	4,609
うち売付商品債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0	—	—	0
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち金融派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	4,609	—	—	4,609
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

（注）「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

「海外」とは、海外に本店を有する子会社であります。

## (5) 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	国 内	海 外	合 計
預 金	流 動 性 預 金	前中間連結会計期間		
		当中間連結会計期間	3,349,749	—
	定 期 性 預 金	前中間連結会計期間		
		当中間連結会計期間	4,881,808	—
	そ の 他	前中間連結会計期間		
		当中間連結会計期間	191,197	—
合 計	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	8,422,756	—	8,422,756
讓 渡 性 預 金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	114,390	—	114,390
総 合 計	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	8,537,146	—	8,537,146

(注) 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

「海外」とは、海外に本店を有する子会社であります。

## (6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

(金額単位 百万円)

業 種 別	平成11年9月30日	
	貸 出 金 残 高	構 成 比
国 内 (除く特別国際金融取引勘定分)	7,835,190	100.00%
製 造 業	1,180,063	15.06
農 業	9,015	0.12
林 業	180	0.00
漁 業	4,612	0.06
鉱 業	6,127	0.08
建 設 業	509,365	6.50
電気・ガス・熱供給・水道業	19,545	0.25
運 輸 ・ 通 信 業	290,218	3.70
卸売・小売業、飲食店	1,034,684	13.20
金 融 ・ 保 険 業	450,288	5.75
不 動 産 業	928,408	11.85
サ ー ビ ス 業	1,009,600	12.89
地 方 公 共 団 体	103,060	1.31
そ の 他	2,290,020	29.23
海外及び特別国際金融取引勘定分	53,796	100.00%
政 府 等	1,439	2.67
金 融 機 関	1,338	2.49
そ の 他	51,019	94.84
合 計	7,888,986	

(注) 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。

「海外」とは、海外に本店を有する子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

（金額単位：百万円）

期 別	国 別	外国政府等向け債権残高
平成11年9月30日	インドネシア共和国	455
	ブラジル連邦共和国	19
	その他（2ヶ国）	2
	合 計	478
	（資産の総額に対する割合）	（0.00%）

（注）日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高（未残）

（金額単位：百万円）

種 類	期 別	国 内	海 外	合 計
有 価 証 券	国 債	前中間連結会計期間		
		当中間連結会計期間	439,661	—
	地 方 債	前中間連結会計期間		
		当中間連結会計期間	126,845	—
	社 債	前中間連結会計期間		
		当中間連結会計期間	322,756	723
	株 式	前中間連結会計期間		
		当中間連結会計期間	503,240	—
	その他の証券	前中間連結会計期間		
		当中間連結会計期間	118,964	12,430
	合 計	前中間連結会計期間		
		当中間連結会計期間	1,511,468	13,153

- （注） 1. 「国内」とは、当行及び国内子会社であります。  
「海外」とは、海外に本店を有する子会社であります。  
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参 考)

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行により平成10年12月1日に銀行法第14条の2が改正されたことに伴い、平成11年3月から、自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき、単体ベースと連結ベースの双方について算出しております。なお、当行は、平成11年3月から国内基準を適用しております。

前中間会計期間末

連結自己資本比率（国際統一基準）

（金額単位 百万円）

項		II	平成10年9月30日
基本的項目	資 本 金		
	うち非累積的永久優先株		
	新 株 式 払 込 金		
	資 本 準 備 金		
	連 結 剰 余 金		
	連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営 業 権 相 当 額 ( △ )		
連 結 調 整 勘 定 相 当 額 ( △ )			
	計	(A)	402,043
補完的項目	有価証券含み益の45%相当額		—
	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		26,570
	一 般 貸 倒 引 当 金		24,462
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等		238,723
	計		289,756
	うち自己資本への算入額 (B)		289,756
準補完的項目	短 期 劣 後 債 務		—
	うち自己資本への算入額 (C)		—
控 除 項 目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (D)		—
自 己 資 本	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	691,800
リスク・アセット等	資 産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス ) 項 目		7,185,598
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目		360,907
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (F)		7,546,505
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)		26,798
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)		2,143
	計((F) + (G)) (I)		7,573,304
連結自己資本比率（国際統一基準） = $\frac{E}{I} \times 100$			9.13%

当中間会計期間末

単体自己資本比率（国内基準）

（金額単位 百万円）

項 目		平成11年9月30日
基 本 的 項 目	資 本 金	184,545
	うち非累積的永久優先株	50,000
	新 株 式 払 込 金	—
	資 本 準 備 金	146,024
	利 益 準 備 金	30,966
	任 意 積 立 金	3,743
	中 間 未 処 分 利 益	10,642
	そ の 他	—
営 業 権 相 当 額 (△)	—	
計 (A)	375,922	
補 完 的 項 目	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	26,570
	一 般 貸 倒 引 当 金	44,234
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	265,108
	計	335,913
	うち自己資本への算入額 (B)	335,913
控 除 項 目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (C)	2,730
自 己 資 本	(A) + (B) - (C) (D)	709,105
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス ) 項 目	6,751,425
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	326,091
	計 (E)	7,077,516
単 体 自 己 資 本 比 率 ( 国 内 基 準 ) = $\frac{D}{E} \times 100$		10.01%

連結自己資本比率（国内基準）

（金額単位 百万円）

項 目		平成11年9月30日
基 本 的 項 目	資 本 金	180,550
	うち非累積的永久優先株	50,000
	新 株 式 払 込 金	—
	資 本 準 備 金	146,024
	連 結 剰 余 金	48,478
	連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分	10,287
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営 業 権 相 当 額 (△)	—
連 結 調 整 勘 定 相 当 額 (△)	247	
計 (A)	385,092	
補 完 的 項 目	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	26,570
	一 般 貸 倒 引 当 金	45,615
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	265,108
	計	337,293
	うち自己資本への算入額 (B)	337,293
控 除 項 目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (C)	2,730
自 己 資 本	(A) + (B) - (C) (D)	719,656
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等	資 産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス ) 項 目	6,918,597
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	379,831
	計 (E)	7,298,428
連 結 自 己 資 本 比 率 ( 国 内 基 準 ) = $\frac{D}{E} \times 100$		9.86%

(参 考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

(単位 億円)

債 権 の 区 分	平成11年9月30日	平成11年3月31日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	717	2,409
危 険 債 権	3,086	3,374
要 管 理 債 権	610	589
正 常 債 権	79,653	80,614

2. 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3. 対処すべき課題

該当ありません。

4. 経営上の重要な契約等

該当ありません。

5. 研究開発活動

該当ありません。

### 第 3 設 備 の 状 況

#### 1. 主要な設備の状況

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりです。

##### ① 銀行業

	会 社 名	店 舗 名 其 他	区 分	敷 地 面 積	建 物 延 面 積	完 成 年 月
当 行		八王子出張所	新 築	—	265.09 m <sup>2</sup>	平成11年 5月
当 行		横浜東口出張所	改 修	—	—	平成11年 6月
国内子会社						
海外子会社						

##### ② リース業

該当ありません。

##### ③ その他

該当ありません。

##### (1) 主要な設備の異動

該当ありません。

#### 2. 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において計画中であった設備の新設、増改築等のうち当中間連結会計期間中に変更のあったものは、該当ありません。

当中間連結会計期間中に新たに確定した新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

##### ① 銀行業

(金額単位 百万円)

	会 社 名	店 舗 名 其 他	所 在 地	事 業 の 内 容	設 備 の 内 容	投 資 予 定 金 額		資 産 調 達 方 法	着 手 年 月	完 了 予 定 年 月	摘 要
						総 額	既 支 払 額				
当 行		藤沢支店	藤沢市藤沢460の9	銀行業	営業店舗	85	0	自己資金	平成11年 9月	平成11年 12月	改 修
当 行		その他店舗等	—	銀行業	—	1,157	0	自己資金	—	—	注 1
当 行		事務機械	—	銀行業	—	3,740	0	自己資金	—	—	注 2
国内子会社											
海外子会社											

- (注) 1. 「その他店舗等」の主なものは、営業店舗の増改築等であり、平成12年3月までに竣工する予定であります。  
 2. 事務機械の主なものは、平成12年3月までに設置する予定であります。  
 3. 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

##### ② リース業

該当ありません。

##### ③ その他

該当ありません。

## 第 4 提出会社の状況

### 1. 株式等の状況

#### (1) 株式の総数等

種 類	会社が発行する株式の総数	摘 要
普 通 株 式	2,600,000,000 株	
優 先 株 式	400,000,000	
計	3,000,000,000	※

※ 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は、30億株とし、このうち26億株は普通株式、4億株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

発 行 済 株 式	記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発 行 数		上場証券取引所名	摘 要
			当中間会計期間末現在 (平成11年9月30日現在)	提出日現在 (平成11年12月24日現在)		
株 式	記名式額面株式 (券面額 50 円)	普 通 株 式	1,137,997,568株	1,138,624,220株	東京証券取引所 (市場第1部)	※1 ※2
	記名式無額面株式	第一回優先株式	140,000,000	140,000,000	—	※3
		第二回優先株式	60,000,000	60,000,000	—	※4
	計		1,337,997,568	1,338,624,220		

※1 議決権を有しております。

※2 当中間会計期間の末日以降、転換社債の転換により普通株式が626,652株増加いたしました。

※3 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 1. 優先配当金

##### (1) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円66銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。また、平成11年3月31日の1日間に対する優先配当金については、1株につき2銭とする。

##### (2) 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### (3) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

##### (4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円83銭の優先中間配当金を支払う。

#### 2. 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

#### 3. 普通株式への転換

##### (1) 転換請求期間

平成13年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### (2) 転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は239円とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

#### 4. 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が普通株式の額面金額または200円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

#### 5. 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

#### 6. 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

### ※4 第二回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### 1. 優先配当金

##### (1) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき9円46銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。また、平成11年3月31日の1日間に対する優先配当金については、1株につき3銭とする。

##### (2) 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### (3) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

##### (4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円73銭の優先中間配当金を支払う。

#### 2. 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

#### 3. 普通株式への転換

##### (1) 転換請求期間

平成16年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### (2) 転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は239円とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

#### 4. 普通株式への一斉転換条項

平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が普通株式の額面金額または200円のいずれか高い金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

#### 5. 議決権条項

法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。

#### 6. 新株引受権等

法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

## (2) 発行済株式総数、資本金等の状況

年 月 日	発行済株式総数		資 本 金		資本準備金		摘 要
	増減数	残 高	増減額	残 高	増減額	残 高	
平成11年9月30日	株 —	普通株式 株 1,137,997,568 優先株式 200,000,000	円 —	円 184,546,238,179	円 —	円 146,024,418,776	

(注) 1. 当中間会計期間の末口以降、転換社債の転換により普通株式が626,652株増加し、提出日現在の普通株式は1,138,624,220株に、また、資本金および資本準備金はそれぞれ253,357,500円ずつ増加し、提出日現在の残高はそれぞれ資本金184,799,595,679円、資本準備金146,277,776,276円となっております。

2. 当中間会計期間の末日における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	平成11年9月30日現在			平成11年11月30日現在		
	残 高	転換価格	資本組入額	残 高	転換価格	資本組入額
2001年満期米ドル建 転換社債 (昭和61年9月30日)	21,320千米ドル (3,273,686千円)	824.40円 (1米ドル= 156.55円)	※	21,320千米ドル (3,273,686千円)	824.40円 (1米ドル= 156.55円)	※

※ 転換により発行される株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果1円未満の端数を生ずるときは、その端数を切り上げた額とします。

ただし、転換により発行する株式1株につき資本に組入れる額は、当行の記名式額面普通株式の額面金額（現在50円）を下回らないものとします。

(注) 上記2001年満期米ドル建転換社債は、平成11年12月1日から平成11年12月16日の間に転換請求により3,300,000米ドル減少し、残高は18,020,000米ドルとなりました。なお、平成11年12月17日に全額を期限前償還いたしましたので、提出日現在における残高はございません。

3. 当中間会計期間の末日における商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権方式のストック・オプションの新株発行予定残数、発行価格、資本組入額及び発行予定期間は次のとおりであります。

株主総会の 特別決議日	新株発行 予定残数	発行価格	資本組入額	発行予定期間
平成11年6月25日	株 310,000	円 369	円 185	平成13. 6. 26～ 平成21. 6. 25

(注) 1. 新株発行予定残数とは、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株数を減じた数のこととなります。

2. 資本組入額は、新株発行を決定する取締役会において決定しております。

## (3) 大株主の状況

## ① 普通株式

平成11年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
明治生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	36,494 千株	3.20 %
安田生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿1丁目9番1号	36,494	3.20
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	36,494	3.20
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	28,733	2.52
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	18,194	1.59
横浜銀行行員持株会	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号	14,182	1.24
横浜丸魚株式会社	横浜市神奈川区山内町1番地	13,000	1.14
西野商事株式会社	横浜市中区住吉町2丁目27番地	11,539	1.01
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人株式会社富士銀行)	P.O.ボックス351 ポストン マサチュー セッツ 02101 アメリカ合衆国 (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	11,160	0.98
同和火災海上保険株式会社	大阪市北区西天満4丁目15番10号	11,000	0.96
計		217,293	19.09

② 第一回優先株式

平成11年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	140,000千株	100.00%
計		140,000	100.00

③ 第二回優先株式

平成11年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	60,000千株	100.00%
計		60,000	100.00

(4) 議決権の状況

平成11年9月30日現在

発行済株式	議決権のない 株式数	議決権のある株式数		単 位 未 満 株 式 数	摘 要
		自 己 株 式 等	そ の 他		
	株 200,000,000	株 2,000	株 1,130,528,000	株 7,467,568	※1 ※2

※1 「議決権のある株式数」の「その他」には、証券保管振替機構名義の株式が、70千株含まれております。

※2 「単位未満株式数」には、当行所有の自己株式488株が含まれております。

自己 株式 等	所有者の氏名又は名称等		所有株式数			発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合	摘 要
	氏名又は名称	住 所	自己名義	他人名義	計		
		株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 3丁目1番1号	株 2,000	株 —	株 2,000	% 0.00
	計		2,000	—	2,000	0.00	

※ このほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が7,000株あります。なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「議決権のある株式数」の「その他」に含まれております。

2. 株 価 の 推 移

当 中 間 会 計 期 間 に お け る 月 別 最 高 ・ 最 低 株 価	月 別	平成11年4月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	最 高	344円	386	350	359	405	375
	最 低	295円	306	302	305	305	345

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3. 役 員 の 状 況

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役員の様職の異動

新 役 名 及 び 職 名	旧 役 名 及 び 職 名	氏 名	異 動 年 月 日
取 締 役 (営業本部副本部長兼事務局長)	取 締 役 (総合企画部協会担当部長)	早 川 洋	平成11年9月1日
常 務 取 締 役	常 務 取 締 役 (総合企画部長)	松 崎 広	平成11年10月8日

## 第 5 経 理 の 状 況

当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）附則第2項の規定に基づき、当中間連結会計期間（自平成11年4月1日 至平成11年9月30日）から中間連結財務諸表規則に準拠して作成しております。このため、前中間連結会計期間（自平成10年4月1日 至平成10年9月30日）の中間連結財務諸表は作成していません。

前中間会計期間（自平成10年4月1日 至平成10年9月30日）の中間財務諸表は、改正前の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に準拠し、当中間会計期間（自平成11年4月1日 至平成11年9月30日）は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」（平成11年3月30日大蔵省令第23号）附則第2項に基づき、改正後の中間財務諸表等規則に準拠して作成しております。なお、税効果会計につきましては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」（平成10年大蔵省令第173号）附則第3項に基づき、前事業年度（自平成10年4月1日 至平成11年3月31日）から適用しており、当中間会計期間は、同省令附則第4項に基づき適用しております。

中間連結財務諸表及び中間財務諸表における資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

当中間連結会計期間の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間及び当中間会計期間の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの中間監査を受け、中間監査報告書を受領しております。

その中間監査報告書は、中間連結財務諸表及び中間財務諸表のそれぞれの直前に掲げてあります。

中 間 監 査 報 告 書

平成 11 年 12 月 22 日

株式会社 横 浜 銀 行

頭 取 平 澤 貞 昭 殿

監 査 法 人 ト ー マ ツ

<u>代表社員 関与社員</u>	<u>公認会計士</u>	佐 藤 良 二 ⑩	
----------------------	--------------	-----------	--

<u>関与社員</u>	<u>公認会計士</u>	大 森 茂 ⑩	
-------------	--------------	---------	--

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、中間連結キャッシュ・フロー計算書を除き前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成11年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

① 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(金額単位 百万円)

科 目	連結会計期間別		前連結会計年度	
	当中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)		連結貸借対照表 (平成11年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
現金預け	320,267	2.95%	490,401	4.36%
コールローン及び買入手形	14,652	0.14	976	0.01
買入金銭債権	20,713	0.19	23,003	0.20
特定取引資産	44,571	0.41	52,909	0.47
金銭の信託	1,526	0.01	40,030	0.36
有価証券※1	1,524,622	14.05	1,462,075	12.98
貸出金※2,3,4,5	7,888,986	72.71	8,132,301	72.23
外国為替	8,636	0.08	10,728	0.10
その他の資産	136,210	1.26	133,086	1.18
不動産※6,7	261,351	2.41	267,371	2.37
繰延税金資産	186,099	1.72	193,002	1.71
連結調整勘定	247	0.00	157	0.00
支払承諾見返	441,975	4.07	453,503	4.03
資産の部合計	10,849,860	100.00	11,259,548	100.00

(負債、少数株主持分及び資本の部)

(金額単位 百万円)

科 目	連結会計期間別		前連結会計年度	
	当中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)		連結貸借対照表 (平成11年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
預渡性預金	8,422,756	77.63%	8,480,227	75.32%
コールマネー及び売渡手形	114,390	1.05	386,410	3.43
コマシャル・ペーパー	395,311	3.64	217,267	1.93
特定取引負債	20,000	0.19	15,000	0.13
借入用金※8	4,609	0.04	4,759	0.04
外国為替債※9	409,815	3.78	443,479	3.94
外社債	154	0.00	81	0.00
社債	95,908	0.88	146,944	1.31
転換社債	3,273	0.03	3,273	0.03
その他の負債	274,243	2.53	271,168	2.41
貸倒引当金	171,142	1.58	349,137	3.10
退職給与引当金	15,729	0.15	15,675	0.14
債権売却損失引当金	29,757	0.27	30,846	0.27
偶発損失引当金	2,719	0.03	2,449	0.02
投資損失引当金	163	0.00	—	—
特別法上の引当金	0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債※6	24,792	0.23	24,792	0.22
支払承諾	441,975	4.07	453,503	4.03
負債の部合計	10,426,743	96.10	10,845,018	96.32
少数株主持分	10,287	0.10	9,295	0.08
資本準備金	184,546	1.70	184,546	1.64
資本準備金	146,024	1.35	146,024	1.30
再評価差額金※6	34,251	0.31	34,251	0.30
連結剰余金	52,003	0.48	44,457	0.39
計	416,825	3.84	409,280	3.63
自己株式	0	0.00	1	0.00
子会社の所有する親会社株式	3,994	0.04	4,045	0.03
資本の部合計	412,829	3.80	405,233	3.60
負債、少数株主持分及び資本の部合計	10,849,860	100.00	11,259,548	100.00

② 中間連結損益計算書

(金額単位 百万円)

科 目	連結会計期間別		当中間連結会計期間		前連結会計年度 要約連結損益計算書	
			自平成11年4月1日 至平成11年9月30日		自平成10年4月1日 至平成11年3月31日	
	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
経常収益	176,433	100.00%	385,663	100.00%		
資金運用収益	119,591		276,427			
役務取引等収益	16,650		34,374			
特定取引収益	178		555			
その他業務収益	28,155		59,375			
その他経常収益	11,857		14,930			
経常費用	156,758	88.85	566,568	146.91		
資金調達費用	38,318		116,803			
役務取引等費用	4,787		8,855			
特定取引費用	—		159			
その他業務費用	29,629		60,651			
営業経費	53,977		112,544			
その他経常費用※1	30,045		267,555			
経常利益 (△は経常損失)	19,675	11.15	△ 180,904	△ 46.91		
特別利益	668	0.38	661	0.17		
特別損失	464	0.26	2,577	0.66		
税金等調整前中間(当期)純利益 (△は税金等調整前中間(当期)純損失)	19,879	11.27	△ 182,820	△ 47.40		
法人税、住民税及び事業税	1,335	0.76	1,159	0.30		
法人税等調整額	6,903	3.91	△ 61,259	△ 15.88		
少数株主利益 (△は少数株主損失)	1,273	0.72	△ 364	△ 0.09		
中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純損失)	10,366	5.88	△ 122,355	△ 31.73		

③ 中間連結剰余金計算書

(金額単位 百万円)

科 目	連結会計期間別		当中間連結会計期間		前連結会計年度	
			自平成11年4月1日 至平成11年9月30日		自平成10年4月1日 至平成11年3月31日	
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額
連結剰余金期首残高	44,457	174,579				
その他の剰余金期首残高	—	146,026				
利益準備金期首残高	—	28,552				
連結剰余金増加高	—	232				
過年度税効果調整額	—	232				
連結剰余金減少高	2,821	7,998				
配当金	2,821	5,620				
連結子会社の範囲拡大に伴う剰余金減少高	—	2,378				
中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純損失)	10,366	△ 122,355				
連結剰余金中間期末(期末)残高	52,003	44,457				

## ④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位 百万円)

	当中間連結会計期間	
	自平成11年4月1日 至平成11年9月30日	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益		19,879
減価償却費		21,585
連結調整勘定償却額		35
貸倒引当金の増加額※2	△	177,995
債権売却損失引当金の増加額	△	1,088
偶発損失引当金の増加額		270
投資損失引当金の増加額		163
退職給与引当金の増加額		53
資金運用収益	△	119,591
資金調達費用		38,318
有価証券関係損益(△)	△	317
金銭の信託の運用損益(△)	△	127
為替差損益(△)		3,334
動産不動産売却損益(△)	△	198
特定取引資産の純増(△)減		8,338
特定取引負債の純増減(△)	△	149
貸出金の純増(△)減※2		243,314
預金の純増減(△)	△	329,491
コールローン等の純増(△)減	△	11,386
コールマネー等の純増減		149,379
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)		5,000
債券貸付取引担保金の純増減(△)		34,142
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減		72,802
外国為替(資産)の純増(△)減		2,092
外国為替(負債)の純増減(△)		72
資金運用による収入		123,597
資金調達費用による支出	△	45,510
その他	△	35,538
小計		986
法人税等の支払額	△	657
営業活動によるキャッシュ・フロー		329
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△	439,400
有価証券の売却による収入		304,672
有価証券の償還による収入		63,141
金銭の信託の増加による支出	△	1,500
金銭の信託の減少による収入		40,130
動産不動産の売却による収入		2,445
動産不動産の取得による支出	△	14,349
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	44,859
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の減少による支出	△	5,000
劣後特約付社債・転換社債の減少による支出	△	44,915
配当金支払額	△	2,821
少数株主への配当金支払額	△	19
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	52,755
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	△	46
V 現金及び現金同等物の増加額	△	97,331
VI 現金及び現金同等物の期首残高		290,621
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高 ※1		193,290

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 17社 主要な会社名 Yokohama Finance (Europe) S.A. 浜銀ファイナンス株式会社 なお、横浜シティ証券株式会社は清算により、 浜銀投資顧問株式会社は清算手続中により当中間 連結会計期間より除外しております。 (2) 非連結子会社 3社 主要な会社名 浜銀投資顧問株式会社 非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益 (持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額) のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸 表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲 から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事 項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 横浜商事株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 主要な会社名 浜銀投資顧問株式会社 (4) 持分法非適用の関連会社 4社 主要な会社名 横浜ビルシステム 株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の中 間純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分 に見合う額)のそれぞれの合計額は、いずれも中間 連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため 持分法を適用していません。
3. 連結子会社の中間決算日 等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりでありま す。 6月末日 3社 9月末日 14社 (2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財 務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に 生じた重要な取引については、必要な調整を行っ ております。
4. 会計処理基準に関する事 項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用 の計上基準 親会社の保有する特定取引資産・負債の評価基 準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであり ます。 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場 その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差 等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取 引目的」)の取引については、取引の約定時点を 基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」 及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該 取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取 引収益」及び「特定取引費用」に計上してありま す。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価 証券及び金銭債権等については中間連結決算日の 時価により、スワップ・先物・オプション取引等 の派生商品については中間連結決算日において決 済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計 上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有 価証券、金銭債権等については前連結会計年度末 と当中間連結会計期間末における評価損益の増減 額を、派生商品については前連結会計年度末と当 中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損 益相当額の増減額を加えております。 連結子会社については特定取引目的の取引及び これに類似する取引について主として親会社と同 様の取扱いを行っております。

	<p style="text-align: center;">当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 A 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 B 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある転換社債、株式（各々外国証券を含む）及び外国国債については移動平均法による低価法（洗い替え方式）により行っており、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法により行っております。 連結子会社の保有する有価証券については、主として移動平均法による原価法を適用しております。</p> <p>(3) 動産不動産の減価償却の方法 親会社の動産不動産の減価償却は、それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 連結子会社のうち浜銀ファイナンス株式会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっており、その他の連結子会社については、主として定率法を採用し、税法の償却率により償却しております。</p> <p>(4) 貸倒引当金の計上基準 親会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 与信関連業務を営んでいる連結子会社は、貸付業務に関わる与信関連資産については、親会社と同様の方法により引当を行っており、その他の資産については、各子会社の行った自己査定に基づき必要と認められる額を引当てております。 与信関連業務以外の業務を営んでいる連結子会社については、主として税法に定める限度額（法定繰入率による）のほか必要と認められる額を引当てております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は191,175百万円でありませぬ。</p>
--	---

	<p>当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日</p>
	<p>(5) 退職給与引当金の計上基準 親会社の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額を基準として年間繰入見積額を期間により按分し、中間会計期間末要支給額に相当する額を引当てております。 なお、親会社は退職金制度の一部に調整年金制度を採用しており、また、一部の連結子会社も年金制度を採用しております。</p>
	<p>(6) 債権売却損失引当金の計上基準 債権売却損失引当金は、親会社において株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引当てております。</p>
	<p>(7) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、親会社において債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を引当てております。</p>
	<p>(8) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、株式等の有価証券への投資について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引当てております。</p>
	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、親会社が計上した金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。 A 金融先物取引責任準備金 親会社は、金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 B 証券取引責任準備金 親会社は、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する命令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 親会社の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資（外貨にて調達したものを除く）、②外貨建転換社債、③その他親会社が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法 親会社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
	<p>(12) 消費税等の会計処理 親会社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。</p>

注 記 事 項

(中間連結貸借対照表関係)

<p>当 中 間 連 結 会 計 期 間 末 (平成11年9月30日)</p>	<p>前 連 結 会 計 年 度 末 (平成11年3月31日)</p>
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 485 百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 19,211 百万円、延滞債権額は 348,324 百万円であります。</p> <p>破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は介済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>なお、前記「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権は87,643 百万円、延滞債権額は 98,986 百万円減少しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間から資産の自己査定の結果に基づき貸出金の未収利息を取益不計上としたため、延滞債権額には従来採用していた税法基準によれば、3 カ月以上延滞債権となるもの 16,154 百万円、貸出条件緩和債権となるもの 156,042 百万円、延滞債権に該当しなくなるもの 26,525 百万円が含まれております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 15,712 百万円であります。</p> <p>3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 45,622 百万円であります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 428,871 百万円であります。</p> <p>※6. 親会社については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,430 百万円</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 2,154 百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 116,845 百万円、延滞債権額は 252,289 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は介済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 17,330 百万円であります。</p> <p>なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 203,843 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 590,308 百万円であります。</p> <p>※6. 親会社については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、従来は全額を「再評価差額金」として負債の部に計上しておりましたが、平成11年3月31日の同法律の改正により、当連結会計年度より、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。これに伴い、従来の方法に比べ、負債の部は 34,251 百万円減少し、資本の部は 34,251 百万円増加しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p>

当 中 間 連 結 会 計 期 間 末 (平成11年9月30日)	前 連 結 会 計 年 度 末 (平成11年3月31日)
※7. 動産不動産の減価償却累計額 253,223 百万円 ※8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 247,000 百万円が含まれております。 ※9. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 95,908 百万円であります。	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,430 百万円 ※7. 動産不動産の減価償却累計額 246,686 百万円 ※8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 398,947 百万円が含まれております。 ※9. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債 146,944 百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日	前 連 結 会 計 年 度 自 平成10年4月1日 至 平成11年3月31日
_____	※1. その他経常費用には、株式等償却 24,994 百万円、及び親会社において株式会社共同債権買取機構へ不動産担保付債権を売却したことによる損失 5,502 百万円、債権売却損失引当金繰入額 13,634 百万円を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日
※1. 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円) 平成11年9月30日現在 現金・預け金 320,267 日本銀行以外への預け金 △ 126,977 現金及び現金同等物 193,290
※2. 前記「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額による影響額が、貸倒引当金の増加額については、191,175百万円(減少)、貸出金の純増減については、188,879百万円(減少)それぞれ含まれております。

## (リース取引関係)

当 中 間 連 結 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日				前 連 結 会 計 年 度 自 平成 10 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 3 月 31 日		
(借手側)				(借手側)		
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額				・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額		
	動 産	そ の 他	合 計	動 産	そ の 他	合 計
取得価額相当額	2,324百万円	14百万円	2,338百万円	2,195百万円	14百万円	2,210百万円
減価償却累計額相当額	944百万円	13百万円	957百万円	913百万円	11百万円	924百万円
中間連結会計期間末残高相当額	1,379百万円	1百万円	1,380百万円	1,282百万円	2百万円	1,285百万円
	1 年内	1 年超	合 計	1 年内	1 年超	合 計
・未経過リース料 中間連結会計期間末残高相当額	405百万円	918百万円	1,323百万円	384百万円	839百万円	1,223百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料	292百万円			561百万円		
減価償却費相当額	213百万円			399百万円		
支払利息相当額	27百万円			50百万円		
・減価償却費相当額の算定方法				・減価償却費相当額の算定方法		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		
・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法		
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。		
2. オペレーティング・リース取引	1 年内	1 年超	合 計	1 年内	1 年超	合 計
・未経過リース料	129百万円	304百万円	433百万円	142百万円	389百万円	531百万円
(貸手側)				(貸手側)		
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		
・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高				・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高		
	動 産	そ の 他	合 計	動 産	そ の 他	合 計
取得価額	173,098百万円	4,933百万円	178,032百万円	195,257百万円	5,020百万円	200,277百万円
減価償却累計額	94,436百万円	2,607百万円	97,043百万円	109,817百万円	2,643百万円	112,461百万円
中間連結会計期間末残高	78,661百万円	2,326百万円	80,988百万円	85,439百万円	2,376百万円	87,815百万円
	1 年内	1 年超	合 計	1 年内	1 年超	合 計
・未経過リース料 中間連結会計期間末残高相当額	29,945百万円	60,186百万円	90,132百万円	30,234百万円	61,542百万円	91,777百万円
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額				・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額		
受取リース料	18,365百万円			38,377百万円		
減価償却費	16,209百万円			33,679百万円		
受取利息相当額	2,207百万円			4,793百万円		
・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法		
リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。				リース料総額と見積残存価額との合計額から、リース物件の取得価額を控除した額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。		
2. オペレーティング・リース取引	1 年内	1 年超	合 計	1 年内	1 年超	合 計
・未経過リース料	650百万円	502百万円	1,152百万円	424百万円	447百万円	871百万円

前事業年度および前中間会計期間については、中間財務諸表における注記として記載しております。

(有価証券の時価等関係)

(金額単位 百万円)

種 類		期 別	当中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)				
			中間連結貸借 対照表計上額	時 価	評 価 損 益	うち評価益	うち評価損
有 価 証 券	債 券		195,599	198,722	3,123	3,471	348
	株 式		464,424	514,681	50,256	111,455	61,199
	そ の 他		31,883	33,345	1,461	1,648	187
合 計			691,908	746,749	54,841	116,576	61,735

(注) 1. 本表記載の有価証券は、上場有価証券(債券は、国債、地方債、社債であります。)を対象としております。

なお、上場債券の時価は、主として東京証券取引所の最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。その他の上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所の最終価格によっております。

2. 「株式」には、自己株式(子会社の所有する親会社株式を含む)は含まれておりません。なお、自己株式(子会社の所有する親会社株式を含む)は3,995百万円、自己株式(子会社の所有する親会社株式を含む)の評価損益は、144百万円であります。

3. 非上場有価証券のうち時価相当額として価格等の算定が可能なものは、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

種 類		期 別	当中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)				
			中間連結貸借 対照表計上額	時価相当額	評 価 損 益	うち評価益	うち評価損
有 価 証 券	債 券		537,435	546,664	9,229	9,692	462
	株 式		7,838	12,872	5,034	5,516	482
	そ の 他		36,603	37,027	424	811	387
合 計			581,876	596,564	14,688	16,020	1,332

非上場有価証券の時価相当額は、店頭売買有価証券については日本証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については日本証券業協会が発表する公社債店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格、米国の店頭売買有価証券については全米証券業協会のNASDAQによる売買価格等によっております。

4. 時価情報開示対象有価証券から除いた有価証券の中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

種 類		期 別	当中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)
有 価 証 券	債 券		156,951
	株 式		20,120
	そ の 他		73,765

5. 特定取引勘定にて経理しております商品有価証券および特定取引有価証券につきましては、時価評価を行い、当該評価損益を中間連結損益計算書に計上しておりますのでここでの記載を省略しております。

(金銭の信託の時価等関係)

(金額単位 百万円)

種 類		期 別	当中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)				
			中間連結貸借 対照表計上額	時 価 等	評 価 損 益	うち評価益	うち評価損
金 銭 の 信 託			1,526	1,528	1	1	—

(注) 時価等の算定は、以下により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっております。

1. 上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。

2. 店頭売買株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっております。

前事業年度および前中間会計期間については、中間財務諸表における注記として記載しております。

(デリバティブ取引関係)

## 1. 取引の状況に関する事項

当中間連結会計期間

### ① 取引の内容

親会社および一部の連結子会社が取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりであります。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引（店頭取引）
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替予約取引、通貨オプション取引（店頭取引）
- ・株式関連取引：株式指数先物取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

### ② 取引に対する取組方針と利用目的

親会社および一部の連結子会社は、①お客さまの多様化する運営・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、②親会社および一部の連結子会社の資産・負債構造の管理（ALM）のため、③親会社および一部の連結子会社の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、親会社および一部の連結子会社の体力の範囲内でマネージ可能なリスク量となるように心掛けております。

### ③ 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は他の市場性取引と同様に、マーケットリスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等を持っております。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱量は増加し、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備に心掛けております。

デリバティブに係るリスクの中で、親会社および一部の連結子会社が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・マーケットリスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためのコストが発生するリスク

なお、平成11年9月末における親会社および一部の連結子会社の与信相当額は、674億円であります。

### ④ 取引に係るリスク管理体制

親会社および一部の連結子会社は、統合されたリスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターンを確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。

デリバティブ取引のマーケットリスクと信用リスクは、総合企画部のリスク統括室が管理しております。リスク統括室は親会社および一部の連結子会社のマーケットリスク・信用リスクに関して総合的な管理を目指しております。

親会社では、リスク統括室の一部がミドルオフィスとしてフロント（実際に取引を行なう金融市場部等）の近くに常駐し、日常的管理を行っております。なお、ミドルオフィスのフロントからの独立性を担保するため、フロント（金融市場部等）・ミドル（総合企画部リスク統括室）・バック（市場事務部）を組織的に完全に分離した体制としております。

親会社のデリバティブ取引のマーケットリスクは、金利・通貨・債券等の取引のマーケットリスクと合算して管理しております。予算を決定する常務会（半年ごと開催）で決定される親会社全体の損失許容限度額をもとに、取引あるいは商品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィスは、損失許容限度額等の遵守状況を日々管理するとともに、バリュアットリスク、ベイスンポイントバリュアット等により、リスク量の計測を行っております。また、マーケットリスクの状況は、リスク統括室がとりまとめ、頭取が召集するALM会議（毎月開催）に報告しております。

親会社のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限はフロントから完全に分離されており、すべての与信判断は融資所管部が行っております。デリバティブ取引に係る信用リスク額については、ミドルオフィスが口次（オリジナル・エクスポージャー方式）、月次（カレント・エクスポージャー方式）で計測しております。また、信用リスクの状況は、リスク統括室がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	金利先物 売建	42,340	—	42,427	△ 87
	買建	—	—	—	—
	金利オプション 売建	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	—
	プット	( — )	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	—
	プット	( — )	—	—	—
店頭	金利先渡契約 売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ 受取固定・支払変動	454,184	316,957	17,164	17,164
	受取変動・支払固定	827,320	561,975	△ 49,614	△ 49,614
	受取変動・支払変動	14,001	5,951	6	6
	金利オプション 売建	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	—
	プット	( — )	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	—
	プット	( — )	—	—	—
	その他 売建	17,844	16,744	84	74
	買建	( 159 )	17,699	82	△ 62
	( 144 )	—	—	—	
合計				△ 32,517	

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. ( )内は中間連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 金利スワップのうち、当中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)において約89%を占める「円-円スワップ」および約10%を占める「米ドル-米ドルスワップ」の残存期間別の想定元本および平均受取金利・平均支払金利は下記のとおりであります。

① 円-円スワップ

残存期間	当中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)		
	1年以内	1年超3年以内	3年超
受取側固定スワップ想定元本	87,875百万円	120,360百万円	152,747百万円
平均受取固定金利	3.19%	2.16%	2.31%
平均支払変動金利	0.29%	0.33%	0.17%
支払側固定スワップ想定元本	240,387百万円	246,707百万円	298,481百万円
平均支払固定金利	3.00%	2.87%	3.24%
平均受取変動金利	0.33%	0.23%	0.18%
想定元本の合計	328,262百万円	367,068百万円	451,228百万円

② 米ドル-米ドルスワップ

残存期間	当中間連結会計期間末（平成11年9月30日現在）		
	1年以内	1年超3年以内	3年超
受取側固定スワップ想定元本	47,592百万円	10,160百万円	33,689百万円
平均受取固定金利	5.53%	6.72%	6.83%
平均支払変動金利	5.39%	5.58%	5.48%
支払側固定スワップ想定元本	24,815百万円	11,058百万円	4,984百万円
平均支払固定金利	5.12%	6.18%	6.92%
平均受取変動金利	5.64%	5.56%	5.52%
想定元本の合計	72,408百万円	21,218百万円	38,673百万円

4. 特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を中間連結損益計算書に計上しておりますので上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は下記のとおりであります。

（金額単位 百万円）

区分	種類	当中間連結会計期間末 （平成11年9月30日現在）	
		契約額等	時価
取引所	金利先物		
	売建	8,708	8,720
	買建	18,744	18,757
	金利オプション		
	売建		
	コール	—	—
	( — )		
	プット	—	—
	( — )		
	買建		
コール	—	—	
( — )			
プット	—	—	
( — )			
店頭	金利先渡契約		
	売建	—	—
	買建	—	—
	金利スワップ		
	受取固定・支払変動	249,286	3,618
	受取変動・支払固定	254,512	△ 3,615
	受取変動・支払変動	—	—
	金利オプション		
	売建		
	コール	—	—
	( — )		
	プット	—	—
	( — )		
	買建		
	コール	—	—
( — )			
プット	—	—	
( — )			
その他			
売建	—	—	
( — )			
買建	—	—	
( — )			

（注）（ ）内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

## (2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	280,456	118,311	6,291	6,291
	うち米ドル	243,943	105,773	6,930	6,930
	うちその他	36,512	12,537	△ 638	△ 638
	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建				
	コール	—	—	—	—
	プット	—	—	—	—
	買建				
	コール	—	—	—	—
	プット	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

2. 特定取引(トレーディング取引)に含まれますデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

3. 先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているものおよび外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)	
		契約額等	
店頭	為替予約		
	売建		37,964
	買建		41,500
	通貨オプション		
	売建		
	コール	3,262	( 90)
	プット	5,011	( 102)
	買建		
	コール	3,434	( 72)
	プット	4,394	( 120)
	その他		
	売建	—	—
	買建	—	—

(注) ( )内は中間連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

## (3) 株式関連取引

株式関連取引につきましては、該当ありません。

## (4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)				
		契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超			
取引所	債券先物 売建	5,990	—	6,070	△ 79	
	買建	—	—	—	—	
	債券先物オプション 売建	—	—	—	—	
	コール	—	—	—	—	
	プット	( — )	—	—	—	
	買建	—	—	—	—	
	コール	( — )	—	—	—	
	プット	—	—	—	—	
			( — )	—	—	—
店頭	債券店頭オプション 売建	—	—	—	—	
	コール	20,000	—	611	△ 208	
	プット	( 403 )	—	—	—	
	買建	—	—	—	—	
	コール	( — )	—	—	—	
	プット	—	—	—	—	
			( — )	—	—	—
	その他 売建	—	—	—	—	
	買建	—	—	—	—	
合計				△ 288		

## (注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

2. ( )内は中間連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 特定取引(トレーディング取引)に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を中間連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)	
		契約額等	時価
取引所	債券先物 売建	—	—
	買建	—	—
	債券先物オプション 売建	—	—
	コール	—	—
	プット	( — )	—
	買建	—	—
	コール	( — )	—
	プット	—	—
			2,500
		( 7 )	—

(注) ( )内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

## (5) 商品関連取引

商品関連取引につきましては、該当ありません。

## (1株当たり情報)

	当中間連結会計期間	前連結会計年度
連結ベースの1株当たり純資産額	277.60円	270.90円
連結ベースの1株当たり中間(当期)純利益 (△は1株当たり中間(当期)純損失)	8.59円	△ 108.93円
連結ベースの潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	8.58円	当連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

- (注) 1. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(自己株式及び子会社の所有する親会社株式を除く)で除しております。
2. 連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(自己株式及び子会社の所有する親会社株式を除く)で除しております。

## (セグメント情報)

## 1. 事業の種類別セグメント情報

当中間連結会計期間(自平成11年4月1日至平成11年9月30日)

(金額単位 百万円)

	銀行業	リース業	その他	計	消去又は全社	連結
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	148,595	23,318	4,519	176,433	—	176,433
(2) セグメント間の内部経常収益	626	1,144	2,452	4,222	(4,222)	—
計	149,222	24,462	6,971	180,656	(4,222)	176,433
経常費用	130,694	23,301	6,949	160,945	(4,187)	156,758
経常利益	18,527	1,161	22	19,710	(35)	19,675

- (注) 1. リース業における経常収益が、全セグメントの経常収益の合計額の10%以上となったため、当中間連結会計期間から事業の種類別セグメント情報を記載しております。
2. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
3. 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。
4. 各事業区分の主な事業内容
- (1) 銀行業……銀行業
- (2) リース業……リース業
- (3) その他……証券、保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券、クレジットカード業等

前連結会計年度(自平成10年4月1日至平成11年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

## 2. 所在地別セグメント情報

当中間連結会計期間(自平成11年4月1日至平成11年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及びセグメントの資産の金額の合計額に占める本部の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自平成10年4月1日 至平成11年3月31日）

（金額単位 百万円）

	日 本	欧 州	ア ジ ア	米 州	計	消去又は全社	連 結
I 経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	372,231	4,484	6,343	2,604	385,663	—	385,663
(2) セグメント間の内部経常収益	3,437	582	700	4,824	9,544	( 9,544)	—
計	375,669	5,066	7,044	7,428	395,208	( 9,544)	385,663
経 常 費 用	553,888	6,017	7,445	8,723	576,074	( 9,506)	566,568
経常利益（△は経常損失）	△ 178,219	△ 950	△ 401	△ 1,295	△ 180,866	( 38)	△ 180,904
II 資 産	11,605,785	18,405	—	151,721	11,775,911	( 516,363)	11,259,548

（注） 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 欧州には、英国、ベルギー王国が属しております。アジアには、香港、シンガポール共和国が属しております。米州には、アメリカ合衆国、英国領西インド諸島グランドケイマンが属しております。

### 3. 国際業務経常収益

当中間連結会計期間（自平成11年4月1日 至平成11年9月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

（金額単位 百万円）

期 別	国 際 業 務 経 常 収 益	連 結 経 常 収 益	国 際 業 務 経 常 収 益 の 連結経常収益に占める割合
前 連 結 会 計 年 度 (自平成10年4月1日 至平成11年3月31日)	51,820	385,663	13.4 %

（注） 1. 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2. 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引、親会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

#### (2) その 他

該当ありません。

中 間 監 査 報 告 書

平成10年12月18日

株式会社 横 浜 銀 行

頭 取 平 澤 貞 昭 殿

監 査 法 人 ト ー マ ツ

代表社員 関与社員	公認会計士	佐 藤 良 二	Ⓔ
--------------	-------	---------	---

関与社員	公認会計士	大 森 茂	Ⓔ
------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成10年4月1日から平成11年3月31日までの第138期事業年度の中間会計期間（平成10年4月1日から平成10年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、「中間財務諸表監査基準」に定める中間財務諸表の監査手続のうち必要と認めた中間監査手続を実施した。

中間監査の結果、当監査法人は、上記の中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して株式会社横浜銀行の第138期事業年度の中間会計期間（平成10年4月1日から平成10年9月30日まで）に関する有用な会計情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル

関与社員が  
執務した事務所 同 上

中 間 監 査 報 告 書

平成11年12月22日

株式会社 横 浜 銀 行

頭 取 平 澤 貞 昭 殿

監査法人 ト ー マ ツ

<u>代表社員 関与社員</u>	<u>公認会計士</u>	佐 藤 良 二 ㊦
----------------------	--------------	-----------

<u>関与社員</u>	<u>公認会計士</u>	大 森 茂 ㊦
-------------	--------------	---------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの第139期事業年度の中間会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社横浜銀行の平成11年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2. 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位 百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成10年 9月30日)		当中間会計期間末 (平成11年 9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成11年 3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
現 金 預 け 金	439,937	3.92%	317,804	2.98%	482,894	4.34%
コ ー ル ロ ー ン	2,409	0.02	14,652	0.14	976	0.01
買 入 金 銭 債 権	4,295	0.04	4,699	0.04	4,291	0.04
特 定 取 引 資 産	113,344	1.01	44,571	0.42	50,909	0.46
金 銭 の 信 託	54,515	0.49	1,526	0.01	40,030	0.36
有 価 証 券 ※1	1,626,864	14.52	1,489,725	13.96	1,455,400	13.08
(うち自己株式) ※2	( 0)	( 0.00)	( 0)	( 0.00)	( 1)	( 0.00)
貸 出 金 ※3,4, 5,6,7	8,174,376	72.93	7,912,023	74.17	8,136,791	73.10
外 国 為 替	18,151	0.16	8,597	0.08	10,628	0.10
そ の 他 資 産	82,407	0.74	102,558	0.96	98,879	0.89
動 産 不 動 産 ※8,9, 10	164,405	1.47	158,580	1.49	160,596	1.44
繰 延 税 金 資 産	—	—	179,806	1.69	187,511	1.68
支 払 承 諾 見 返	527,280	4.70	433,640	4.06	501,647	4.50
資 産 の 部 合 計	11,207,988	100.00	10,668,187	100.00	11,130,558	100.00

## (負債及び資本の部)

(金額単位 百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成10年9月30日)		当中間会計期間末 (平成11年9月30日)		前事業年度末 要約貸借対照表 (平成11年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
預 金	8,511,457	75.94%	8,458,471	79.29%	8,490,517	76.28%
譲 渡 性 預 金	143,685	1.28	114,390	1.07	422,610	3.80
コ ー ル マ ネ ー	659,512	5.89	385,411	3.61	207,267	1.86
売 渡 手 形	39,400	0.35	9,900	0.09	10,000	0.09
コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ ー	8,000	0.07	20,000	0.19	15,000	0.14
特 定 取 引 負 債	4,848	0.04	4,609	0.04	4,759	0.04
借 用 金 ※11	363,259	3.24	389,669	3.65	474,312	4.26
外 国 為 替	217	0.00	157	0.00	84	0.00
転 換 社 債	3,273	0.03	3,273	0.03	3,273	0.03
そ の 他 負 債	347,906	3.11	194,912	1.83	193,105	1.74
貸 倒 引 当 金	228,925	2.04	167,200	1.57	328,325	2.95
退 職 給 与 引 当 金	15,578	0.14	15,664	0.15	15,604	0.14
債 権 売 却 損 失 引 当 金	19,423	0.17	29,757	0.28	30,846	0.28
偶 発 損 失 引 当 金	—	—	2,719	0.03	2,449	0.02
投 資 損 失 引 当 金	—	—	87	0.00	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金 ※12	0	0.00	0	0.00	0	0.00
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 ※8	—	—	24,792	0.23	24,792	0.22
支 払 承 諾	527,280	4.71	433,640	4.06	501,647	4.50
再 評 価 差 額 金 ※8	59,044	0.53	—	—	—	—
負 債 の 部 合 計	10,931,814	97.54	10,254,659	96.12	10,724,596	96.35
資 本 金	134,546	1.20	184,546	1.73	184,546	1.66
資 本 準 備 金	96,024	0.86	146,024	1.37	146,024	1.31
利 益 準 備 金	29,122	0.26	30,261	0.29	29,691	0.27
再 評 価 差 額 金 ※8	—	—	34,251	0.32	34,251	0.31
そ の 他 の 剰 余 金	16,480	0.14	18,443	0.17	11,447	0.10
任 意 積 立 金	9,243		3,743		9,243	
中 間 ( 当 期 ) 未 処 分 利 益	7,237		14,700		2,204	
資 本 の 部 合 計	276,173	2.46	413,527	3.88	405,961	3.65
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	11,207,988	100.00	10,668,187	100.00	11,130,558	100.00

## ② 中間損益計算書

(金額単位 百万円)

科 目	前 中 間 会 計 期 間 自 平成10年 4 月 1 日 至 平成10年 9 月 30 日		当 中 間 会 計 期 間 自 平成11年 4 月 1 日 至 平成11年 9 月 30 日		前 事 業 年 度 要 約 損 益 計 算 書 自 平成10年 4 月 1 日 至 平成11年 3 月 31 日	
	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
経 常 収 益	173,960	100.00%	147,781	100.00%	329,850	100.00%
資 金 運 用 収 益	145,833		118,166		275,046	
(うち貸出金利息)	( 98,000)		( 90,991)		( 193,404)	
(うち有価証券利息配当金)	( 21,113)		( 17,853)		( 39,240)	
役 務 取 引 等 収 益	14,633		15,202		31,399	
特 定 取 引 収 益	271		168		549	
そ の 他 業 務 収 益	3,991		2,875		9,585	
そ の 他 経 常 収 益	9,230		11,369		13,270	
経 常 費 用	169,328	97.34	129,113	87.37	513,688	155.73
資 金 調 達 費 用	64,907		35,630		113,124	
(うち預金利息)	( 29,601)		( 13,547)		( 51,261)	
役 務 取 引 等 費 用	4,163		4,470		8,816	
特 定 取 引 費 用	329		—		—	
そ の 他 業 務 費 用	6,616		7,159		15,532	
営 業 経 費 ※1	58,229		54,302		112,647	
そ の 他 経 常 費 用 ※2	35,081		27,549		263,567	
経 常 利 益 (△は経常損失)	4,631	2.66	18,668	12.63	△ 183,837	△55.73
特 別 利 益	169	0.10	6	0.00	215	0.07
特 別 損 失	1,048	0.60	456	0.30	1,698	0.51
税引前中間(当期)純利益 (△は税引前中間(当期)純損失)	3,753	2.16	18,218	12.33	△ 185,320	△56.18
法 人 税 及 び 住 民 税	62	0.04	—	—	—	—
法人税、住民税及び事業税	—	—	97	0.07	119	0.03
法 人 税 等 調 整 額	—	—	7,705	5.21	△ 77,693	△23.55
中 間 ( 当 期 ) 純 利 益 (△は中間(当期)純損失)	3,691	2.12	10,415	7.05	△ 107,746	△32.67
前 期 繰 越 利 益	3,546		4,284		3,546	
過 年 度 税 効 果 調 整 額	—		—		109,818	
中 間 配 当 額	—		—		2,844	
中間配当に伴う利益準備金積立額	—		—		568	
中 間 ( 当 期 ) 未 処 分 利 益	7,237		14,700		2,204	

	前 中 間 会 計 期 間	当 中 間 会 計 期 間
1. 正規の決算において採用している会計処理の原則及び手続きとの相違点	<p>(1) 退職給与引当金繰入額は年間繰入見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>(2) 減価償却費は当中間会計期間末現在の動産不動産に係る年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p>	同 左
2. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券および金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同 左
3. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。取引所の相場のある有価証券のうち転換社債、株式（各々外国証券を含む）及び外国国債の評価は、銀行業の決算経理基準に基づき前中間期まで低価法により行っておりましたが、前事業年度下半期に同基準が改正されたことに伴い、長期保有を目的とする有価証券の評価については、一時的な価格変動が損益に大きく影響する低価法よりも原価法が会計上合理的であると判断したため、前事業年度から原価法により行っております。したがって、前中間期においても原価法により評価すると、前中間期の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ40,915百万円増加いたします。</p> <p>ただし、取引所の相場のある株式のうち、当中間決算日において時価が帳簿価額より著しく下落している銘柄で、時価が回復すると認められるものについては、帳簿価額で計上しております。</p> <p>帳簿価額 83,758百万円</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある転換社債、株式（各々外国証券を含む）及び外国国債については移動平均法による低価法により行っており、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、低価法の適用に当たっては、従来、切り放し方式によっておりましたが、平成10年度の法人税法の改正に伴い、当中間期から洗替え方式に変更しました。この変更による中間財務諸表への影響はありません。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、取引所の相場のある転換社債、株式（各々外国証券を含む）及び外国国債については移動平均法による低価法（洗い替え方式）により行っており、上記以外の有価証券については移動平均法による原価法により行っております。</p>
4. 動産不動産の減価償却の方法	<p>全国銀行協会連合会の定める銀行業における決算経理基準に基づき、それぞれ次のとおり償却しております。</p> <p>建 物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>ただし、平成10年度の法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p>	<p>それぞれ次の方法により年間見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>建 物 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の償却率による。</p> <p>動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。</p>

	前 中 間 会 計 期 間	当 中 間 会 計 期 間
	<p>その他 税法の定める方法による。</p> <p>なお、建物の減価償却の方法は、法人税法施行令第48条第1項の改正に伴い、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。これにより、定率法により減価償却した場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ7百万円増加しております。また、建物の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の改正による法定耐用年数の短縮に伴い、建物の耐用年数を税法基準に合わせて改定しております。これにより、従来の耐用年数によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ199百万円減少しております。さらに、建物の減価償却については、銀行業の決算経理基準に基づき、前中間期まで税法基準の160%の償却率により償却しておりましたが、同基準の改正に伴い、前事業年度より税法基準の100%の償却率により償却しております。この変更により、前中間期と同一の方法によった場合に比べて、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ502百万円増加しております。</p>	<p>その他 税法の定める方法による。</p>
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資に係る資産（外貨にて調達したものを除く）、②外債発行銀行の当該外債に係る負債、③その他銀行が、直物外貨建資産残高又は直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産又は外貨建負債については取得時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資に係る資産（外貨にて調達したものを除く）、②外貨建転換社債③その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同 左</p>
7. 法人税及び住民税の計上方法	<p>当中間会計期間を一事業年度とみなして中間申告を行うとした場合の税額を計上しております。</p>	
8. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>同 左</p>

	前 中 間 会 計 期 間	当 中 間 会 計 期 間
9. 貸倒引当金の計上基準	<p>貸倒引当金は、全国銀行協会連合会の定める銀行業における決算経理基準に基づき、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、銀行業の決算経理基準の改正に伴い、前事業年度下半期から上記計上方法により貸倒引当金を計上しております。</p>	<p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は172,941百万円であります。</p>

注 記 事 項

① (中間貸借対照表関係)

前 中 間 会 計 期 間 末 (平成10年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 末 (平成11年9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成11年3月31日)
<p>※1. 子会社の株式総額 25,719百万円</p> <p>※2. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。</p> <p>※3. 貸出金のうち、全国銀行協会連合会の定める銀行業における決算経理基準に基づき、未取利息を収益不計上としている破綻先債権額は82,098百万円、延滞債権額は204,124百万円であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は19,973百万円であります。          なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は92,506百万円であります。          なお、貸出条件緩和債権とは、経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(金利の減免、金利の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄、現金贈与、代物弁済の受入など)を実施した貸出金であります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、174,865百万円であります。</p>	<p>※1. 子会社の株式総額 2,866百万円          なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,820百万円、延滞債権額は353,901百万円であります。          破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。          延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。          なお、前記「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」の「9. 貸倒引当金の計上基準」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方によった場合に比べ、破綻先債権は86,611百万円、延滞債権額は82,828百万円減少しております。          また、当期から資産の自己査定の結果に基づき貸出金の未取利息を収益不計上としたため、延滞債権額には従来採用していた税法基準によれば、3ヵ月以上延滞債権となるもの16,154百万円、貸出条件緩和債権となるもの184,348百万円、延滞債権に該当しなくなるもの26,525百万円が含まれております。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は15,402百万円あります。          3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は45,622百万円あります。          貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は433,746百万円あります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、121,131百万円あります。</p>	<p>※1. 子会社の株式総額 22,971百万円</p> <p>※2. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は115,700百万円、延滞債権額は225,301百万円あります。          なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。          また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,522百万円あります。          なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は231,106百万円あります。          なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は586,631百万円あります。</p> <p>※7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、149,878百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成10年9月30日)	当中間会計期間末 (平成11年9月30日)	前事業年度末 (平成11年3月31日)
<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額金を負債の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、前中間期は全額を「再評価差額金」として負債の部に計上していましたが、平成11年3月31日の同法律の改正により、当中間期は当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。これに伴い、従来の方法に比べ、負債の部は34,251百万円減少し、資本の部は34,251百万円増加しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,430百万円</p>	<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、従来は全額を「再評価差額金」として負債の部に計上していましたが、平成11年3月31日の同法律の改正により、当期より当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。これに伴い、従来の方法に比べ、負債の部は34,251百万円減少し、資本の部は34,251百万円増加しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,430百万円</p>
<p>※9. 動産不動産の減価償却累計額 109,015百万円</p> <p>※10. 動産不動産の圧縮記帳額 108,755百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金313,607百万円が含まれております。</p> <p>※12. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。</p> <p>(1) 金融先物取引責任準備金 0百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>(2) 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の第2項において準用する証券取引法第59条の規定に基づく準備金であります。</p>	<p>※9. 動産不動産の減価償却累計額 112,848百万円</p> <p>※10. 動産不動産の圧縮記帳額 108,933百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金342,908百万円が含まれております。</p> <p>※12. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。</p> <p>(1) 金融先物取引責任準備金 0百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>(2) 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の第2項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p>	<p>※9. 動産不動産の減価償却累計額 111,698百万円</p> <p>※10. 動産不動産の圧縮記帳額 108,933百万円 (当期圧縮記帳額 177百万円)</p> <p>※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金398,947百万円が含まれております。</p> <p>※12. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。</p> <p>(1) 金融先物取引責任準備金 0百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。</p> <p>(2) 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の第2項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。</p>

② (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 自平成10年4月1日 至平成10年9月30日	当中間会計期間 自平成11年4月1日 至平成11年9月30日	前事業年度 自平成10年4月1日 至平成11年3月31日
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 4,104百万円</p> <p>その他 1,056百万円</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 3,565百万円</p> <p>その他 1,317百万円</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 8,307百万円</p> <p>その他 2,235百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、株式会社共同債権買取機構へ不動産担保付債権を売却したことによる損失5,502百万円、浜銀振当証券株式会社支援のための損失7,987百万円、及び債権売却損失引当金繰入額13,634百万円を含んでおります。</p>

(リース取引関係)

前 中 間 会 計 期 間 自 平成 10 年 4 月 1 日 至 平成 10 年 9 月 30 日	当 中 間 会 計 期 間 自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 9 月 30 日	前 事 業 年 度 自 平成 10 年 4 月 1 日 至 平成 11 年 3 月 31 日																																																																								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																																								
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																																								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>動 産</td> <td>そ の 他</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>8,616百万円</td> <td>75百万円</td> <td>8,692百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5,982百万円</td> <td>54百万円</td> <td>6,036百万円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>2,634百万円</td> <td>21百万円</td> <td>2,655百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年内</td> <td>1年超</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料 中間期末 残高相当額</td> <td>1,646百万円</td> <td>1,269百万円</td> <td>2,916百万円</td> </tr> </table>		動 産	そ の 他	合 計	取得価額相当額	8,616百万円	75百万円	8,692百万円	減価償却累計額相当額	5,982百万円	54百万円	6,036百万円	中間期末残高相当額	2,634百万円	21百万円	2,655百万円		1年内	1年超	合 計	・未経過リース料 中間期末 残高相当額	1,646百万円	1,269百万円	2,916百万円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>動 産</td> <td>そ の 他</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>6,893百万円</td> <td>66百万円</td> <td>6,959百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5,513百万円</td> <td>59百万円</td> <td>5,572百万円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,379百万円</td> <td>7百万円</td> <td>1,387百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年内</td> <td>1年超</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料 中間期末 残高相当額</td> <td>856百万円</td> <td>644百万円</td> <td>1,501百万円</td> </tr> </table>		動 産	そ の 他	合 計	取得価額相当額	6,893百万円	66百万円	6,959百万円	減価償却累計額相当額	5,513百万円	59百万円	5,572百万円	中間期末残高相当額	1,379百万円	7百万円	1,387百万円		1年内	1年超	合 計	・未経過リース料 中間期末 残高相当額	856百万円	644百万円	1,501百万円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>動 産</td> <td>そ の 他</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>8,066百万円</td> <td>66百万円</td> <td>8,132百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5,999百万円</td> <td>52百万円</td> <td>6,052百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>2,066百万円</td> <td>14百万円</td> <td>2,080百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年内</td> <td>1年超</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料 期末残高 相当額</td> <td>1,434百万円</td> <td>838百万円</td> <td>2,273百万円</td> </tr> </table>		動 産	そ の 他	合 計	取得価額相当額	8,066百万円	66百万円	8,132百万円	減価償却累計額相当額	5,999百万円	52百万円	6,052百万円	期末残高相当額	2,066百万円	14百万円	2,080百万円		1年内	1年超	合 計	・未経過リース料 期末残高 相当額	1,434百万円	838百万円	2,273百万円
	動 産	そ の 他	合 計																																																																							
取得価額相当額	8,616百万円	75百万円	8,692百万円																																																																							
減価償却累計額相当額	5,982百万円	54百万円	6,036百万円																																																																							
中間期末残高相当額	2,634百万円	21百万円	2,655百万円																																																																							
	1年内	1年超	合 計																																																																							
・未経過リース料 中間期末 残高相当額	1,646百万円	1,269百万円	2,916百万円																																																																							
	動 産	そ の 他	合 計																																																																							
取得価額相当額	6,893百万円	66百万円	6,959百万円																																																																							
減価償却累計額相当額	5,513百万円	59百万円	5,572百万円																																																																							
中間期末残高相当額	1,379百万円	7百万円	1,387百万円																																																																							
	1年内	1年超	合 計																																																																							
・未経過リース料 中間期末 残高相当額	856百万円	644百万円	1,501百万円																																																																							
	動 産	そ の 他	合 計																																																																							
取得価額相当額	8,066百万円	66百万円	8,132百万円																																																																							
減価償却累計額相当額	5,999百万円	52百万円	6,052百万円																																																																							
期末残高相当額	2,066百万円	14百万円	2,080百万円																																																																							
	1年内	1年超	合 計																																																																							
・未経過リース料 期末残高 相当額	1,434百万円	838百万円	2,273百万円																																																																							
・当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,008百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>847百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>101百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	1,008百万円	減価償却費相当額	847百万円	支払利息相当額	101百万円	<table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>864百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>726百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>54百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	864百万円	減価償却費相当額	726百万円	支払利息相当額	54百万円	<table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,940百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,632百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>183百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	1,940百万円	減価償却費相当額	1,632百万円	支払利息相当額	183百万円																																																						
支払リース料	1,008百万円																																																																									
減価償却費相当額	847百万円																																																																									
支払利息相当額	101百万円																																																																									
支払リース料	864百万円																																																																									
減価償却費相当額	726百万円																																																																									
支払利息相当額	54百万円																																																																									
支払リース料	1,940百万円																																																																									
減価償却費相当額	1,632百万円																																																																									
支払利息相当額	183百万円																																																																									
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法																																																																								
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左	同 左																																																																								
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法																																																																								
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左	同 左																																																																								
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																																																								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年内</td> <td>1年超</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料</td> <td>197百万円</td> <td>748百万円</td> <td>946百万円</td> </tr> </table>		1年内	1年超	合 計	・未経過リース料	197百万円	748百万円	946百万円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年内</td> <td>1年超</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料</td> <td>75百万円</td> <td>267百万円</td> <td>343百万円</td> </tr> </table>		1年内	1年超	合 計	・未経過リース料	75百万円	267百万円	343百万円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1年内</td> <td>1年超</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>・未経過リース料</td> <td>84百万円</td> <td>337百万円</td> <td>421百万円</td> </tr> </table>		1年内	1年超	合 計	・未経過リース料	84百万円	337百万円	421百万円																																																
	1年内	1年超	合 計																																																																							
・未経過リース料	197百万円	748百万円	946百万円																																																																							
	1年内	1年超	合 計																																																																							
・未経過リース料	75百万円	267百万円	343百万円																																																																							
	1年内	1年超	合 計																																																																							
・未経過リース料	84百万円	337百万円	421百万円																																																																							

当中間連結会計期間については、連結財務諸表における注記として記載しております。

(有価証券の時価等関係)

(金額単位 百万円)

期 別 種 類		前 中 間 会 計 期 間 末 (平成10年9月30日現在)					第 138 期 (平成11年3月31日現在)				
		中間貸借 対 照 表 計 上 額	時 価	評 価 損 益			貸借対照表 計 上 額	時 価	評 価 損 益		
				うち評価益	うち評価損	うち評価益			うち評価損		
有 価 証 券	債 券	296,371	307,431	11,059	11,069	9	186,966	190,019	3,052	4,216	1,163
	株 式 うち自己株式	542,136 ( 0)	445,999 ( 0)	△96,136 ( 0)	30,693 ( 0)	126,829 ( -)	486,462 ( 1)	493,513 ( 1)	7,050 ( 0)	61,916 ( 0)	54,865 ( -)
	その他	54,795	57,615	2,820	3,072	251	37,628	39,656	2,028	2,198	170
合 計		893,303	811,046	△82,256	44,834	127,090	711,056	723,189	12,132	68,331	56,199

(注) 1. 本表記載の有価証券は、上場有価証券(債券は、国債、地方債、社債であります。)を対象としております。

なお、上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所における最終価格によっております。ただし、第138期の  
上場債券の時価は、主として、東京証券取引所の最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭(基準)気配表  
に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。

2. 非上場有価証券のうち時価相当額として価格等の算定が可能なものは、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

期 別 種 類		前 中 間 会 計 期 間 末 (平成10年9月30日現在)					第 138 期 (平成11年3月31日現在)				
		中間貸借 対 照 表 計 上 額	時 価 相当額	評 価 損 益			貸借対照表 計 上 額	時 価 相当額	評 価 損 益		
				うち評価益	うち評価損	うち評価益			うち評価損		
有 価 証 券	債 券	386,372	396,358	9,986	11,125	1,139	418,372	425,524	7,152	8,374	1,222
	株 式	5,510	4,680	△ 830	456	1,286	5,668	6,755	1,086	1,936	850
	その他	49,421	49,429	7	824	816	35,981	36,285	304	845	541
合 計		441,304	450,468	9,163	12,405	3,241	460,022	468,565	8,543	11,157	2,614

非上場有価証券の時価相当額は、店頭売買有価証券については日本証券業協会が公表する売買価格等、公募債券に  
ついては日本証券業協会が発表する公社債店頭(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価  
格、証券投資信託の受益証券については基準価格、米国の店頭売買有価証券については全米証券業協会のNASDAQ  
による売買価格等によっております。

3. 時価情報開示対象有価証券から除いた有価証券の主なものの(中間)貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

種 類		期 別	前 中 間 会 計 期 間 末 (平成10年9月30日現在)	第 138 期 (平成11年3月31日現在)
有 価 証 券	公募債以外の内国非上場債券		192,753	208,964
	残存償還期間1年以内の公募非上場債券		46,870	32,446
	内国債以外の非上場債券		4,305	2,045
	非上場の関係会社株式		25,719	23,283

4. 特定取引勘定にて経理しております商品有価証券および特定取引有価証券につきましては、時価評価を行い、当該  
評価損益を(中間)損益計算書に計上しておりますので、ここでの記載を省略しております。

(金銭の信託の時価等関係)

(金額単位 百万円)

期 別 種 類		前 中 間 会 計 期 間 末 (平成10年9月30日現在)					第 138 期 (平成11年3月31日現在)				
		中間貸借 対 照 表 計 上 額	時 価 等	評 価 損 益			貸借対照表 計 上 額	時 価 等	評 価 損 益		
				うち評価益	うち評価損	うち評価益			うち評価損		
金 銭 の 信 託		54,515	54,194	△ 321	182	504	40,030	40,021	△ 8	79	88

(注) 時価等の算定は、以下により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっております。

1. 上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭  
(基準)気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。

2. 店頭売買株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっております。

当中間連結会計期間については、連結財務諸表における注記事項として記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前 中 間 会 計 期 間	前 事 業 年 度
<p>1. 取引の内容            当行が取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金利関連取引：金利先物取引、金利先渡取引、金利スワップ取引、金利オプション取引（取引所取引・店頭取引）</li> <li>・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替予約取引、通貨オプション取引（店頭取引）</li> <li>・株式関連取引：株式指数先物取引</li> <li>・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引</li> </ul> <p>2. 取引に対する取組方針と利用目的            当行は、①お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、②当行の資産・負債構造の管理（ALM）のため、③当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力の範囲内でマネージ可能なリスク量となるように管理しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容            デリバティブ取引は他の市場性取引と同様に、マーケットリスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等を持っております。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱量は増加し、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備に心掛けております。</p> <p>デリバティブに係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケットリスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク</li> <li>・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためのコストが発生するリスク</li> </ul> <p>なお、平成10年9月末における当行の与信相当額は、1,020億円であります。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制            当行は、全行的な観点、統合されたリスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターン確保の確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。</p> <p>デリバティブ取引のマーケットリスクと信用リスクは、総合企画部のリスク管理室が管理しております。リスク管理室は当行全体のマーケットリスク・信用リスクを総合的に管理しております。また、リスク管理室の一部はミドルオフィスとしてフロント（実際に取引を行う金融市場部等）の近くに常駐し、日常的管理を行っております。なお、ミドルオフィスのフロントからの独立性を担保するため、フロント（金融市場部等）・ミドル（総合企画部リスク管理室）・バック（市場事務部）が組織的に完全に分離された体制となっております。</p> <p>デリバティブ取引のマーケットリスクは、金利・通貨・債券等の取引のマーケットリスクと合算して管理しております。予算を決定する常務会（半年ごと開催）で決定される当行全体の損失許容限度額をもとに、取引あるいは商品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィスは、損失許容限度額等の遵守状況を日々管理するとともに、バリュアットリスク、ベイスポイントバリュア等により、リスク量の計測を行っております。また、全行的なマーケットリスクの状況は、リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集するALM会議（毎月開催）に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限はフロントから完全に分離されており、すべての与信判断は融資所管部が行っております。デリバティブ取引に係る信用リスク額については、ミドルオフィスが日次（オリジナル・エクスポージャー方式）、月次（カレント・エクスポージャー方式）で計測しております。また、全行的な信用リスクの状況は、リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。</p>	<p>1. 取引の内容            当行が取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金利関連取引：金利先物取引、金利先渡取引、金利スワップ取引、金利オプション取引（取引所取引・店頭取引）</li> <li>・通貨関連取引：通貨スワップ取引、為替予約取引、通貨オプション取引（店頭取引）</li> <li>・株式関連取引：株式指数先物取引</li> <li>・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引</li> </ul> <p>2. 取引に対する取組方針と利用目的            当行は、①お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、②当行の資産・負債構造の管理（ALM）のため、③当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力の範囲内でマネージ可能なリスク量となるように管理しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容            デリバティブ取引は他の市場性取引と同様に、マーケットリスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等を持っております。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱量は増加し、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備に心掛けております。</p> <p>デリバティブに係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケットリスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク</li> <li>・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためのコストが発生するリスク</li> </ul> <p>なお、平成11年3月末における当行の与信相当額は、741億円あります。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制            当行は、全行的な観点、統合されたリスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターン確保の確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。</p> <p>デリバティブ取引のマーケットリスクと信用リスクは、総合企画部のリスク管理室が管理しております。リスク管理室は当行全体のマーケットリスク・信用リスクを総合的に管理しております。また、リスク管理室の一部はミドルオフィスとしてフロント（実際に取引を行う金融市場部等）の近くに常駐し、日常的管理を行っております。なお、ミドルオフィスのフロントからの独立性を担保するため、平成9年4月より金融市場部からミドルオフィスを分離し、総合企画部リスク管理室と統合いたしました。これにより、フロント（金融市場部等）・ミドル（総合企画部リスク管理室）・バック（市場事務部）が組織的に完全に分離された体制となりました。</p> <p>デリバティブ取引のマーケットリスクは、金利・通貨・債券等の取引のマーケットリスクと合算して管理しております。予算を決定する常務会（半年ごと開催）で決定される当行全体の損失許容限度額をもとに、取引あるいは商品ごとの損失許容限度額やポジション枠を設定しております。ミドルオフィスは、損失許容限度額等の遵守状況を日々管理するとともに、バリュアットリスク、ベイスポイントバリュア等により、リスク量の計測を行っております。また、全行的なマーケットリスクの状況は、リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集するALM会議（毎月開催）に報告しております。</p> <p>デリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限はフロントから完全に分離されており、すべての与信判断は融資所管部が行っております。デリバティブ取引に係る信用リスク額については、ミドルオフィスが日次（オリジナル・エクスポージャー方式）、月次（カレント・エクスポージャー方式）で計測しております。また、全行的な信用リスクの状況は、リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。</p>

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前中間会計期間末 (平成10年9月30日現在)			第138期 (平成11年3月31日現在)				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	金利先物								
	売建	117,508	—	117,638	△ 129	145,670	—	145,792	△ 122
	買建	5,331	—	5,329	△ 1	1,432	—	1,432	△ 0
	金利オプション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
	プット	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
	プット	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
店頭	金利先渡契約								
	売建	105,302	—	77	77	33,151	—	1	1
	買建	47,372	—	△ 84	△ 84	—	—	—	—
	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	559,870	338,110	33,578	33,578	505,246	303,667	23,567	23,567
	受取変動・支払固定	1,178,059	758,843	△ 71,786	△ 71,786	1,028,122	662,407	△ 59,515	△ 59,515
	受取変動・支払変動	15,393	14,016	0	0	14,876	13,358	△ 14	△ 14
	金利オプション								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
	プット	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
	買建	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
その他									
売建	20,372	16,822	42	154	18,335	15,885	53	110	
買建	( 196 )	16,722	41	△ 139	( 164 )	15,735	52	△ 97	
	( 180 )				( 149 )				
合計				△ 38,330				△ 36,069	

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. ( ) 内は (中間) 貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 金利スワップのうち、「円-円スワップ」および「米ドル-米ドルスワップ」の残存期間別の想定元本および平均受取金利・平均支払金利は下記のとおりであります。

① 円-円スワップ

残存期間	前中間会計期間末 (平成10年9月30日現在)			第138期 (平成11年3月31日現在)		
	1年以内	1年超3年以内	3年超	1年以内	1年超3年以内	3年超
受取側固定スワップ想定元本	114,187百万円	147,626百万円	132,133百万円	114,844百万円	126,299百万円	125,531百万円
平均受取固定金利	2.60 %	3.11 %	3.10 %	3.05 %	2.45 %	2.76 %
平均支払変動金利	0.64 %	0.76 %	0.58 %	0.51 %	0.55 %	0.32 %
支払側固定スワップ想定元本	374,408百万円	349,292百万円	360,132百万円	330,468百万円	307,151百万円	325,570百万円
平均支払固定金利	2.04 %	3.15 %	3.36 %	2.62 %	2.62 %	3.29 %
平均受取変動金利	0.78 %	0.74 %	0.62 %	0.50 %	0.51 %	0.43 %
想定元本の合計	488,596百万円	496,918百万円	492,265百万円	445,312百万円	433,451百万円	451,101百万円

② 米ドル-米ドルスワップ

残 存 期 間	前中間会計期間末 (平成10年9月30日現在)			第138期 (平成11年3月31日現在)		
	1年以内	1年超3年以内	3年超	1年以内	1年超3年以内	3年超
受取側固定スワップ想定元本	74,438百万円	16,918百万円	51,433百万円	78,960百万円	6,027百万円	45,809百万円
平均受取固定金利	5.94 %	6.17 %	6.93 %	5.26 %	5.85 %	6.93 %
平均支払変動金利	5.64 %	5.66 %	5.63 %	5.22 %	5.33 %	5.51 %
支払側固定スワップ想定元本	32,758百万円	38,642百万円	9,474百万円	27,309百万円	21,325百万円	7,482百万円
平均支払固定金利	6.13 %	5.22 %	6.25 %	5.52 %	5.95 %	7.13 %
平均受取変動金利	5.76 %	5.95 %	6.76 %	5.19 %	5.15 %	5.27 %
想定元本の合計	107,196百万円	55,561百万円	60,907百万円	106,269百万円	27,352百万円	53,291百万円

4. 特定取引(トレーディング取引)に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を(中間)損益計算書に計上しておりますので上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区 分	種 類	前中間会計期間末 (平成10年9月30日現在)		第 138 期 (平成11年3月31日現在)	
		契約額等	時 価	契約額等	時 価
取 引 所	金利先物				
	売建	37,560	37,595	5,438	5,459
	買建	38,115	38,158	5,438	5,459
	金利オプション				
	売建				
	コール	—	—	—	—
	プット	( — )	—	( — )	—
	買建				
	コール	—	—	—	—
	プット	( — )	—	( — )	—
店 頭	金利先渡契約				
	売建	11,566	1	—	—
	買建	11,566	△ 3	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	129,342	4,705	242,752	3,332
	受取変動・支払固定	129,842	△ 4,656	255,152	△ 3,575
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建				
	コール	—	—	—	—
	プット	( — )	—	( — )	—
	買建				
	コール	—	—	—	—
	プット	( — )	—	( — )	—
その他					
売建	—	—	—	—	
買建	( — )	—	( — )	—	

(注) ( )内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

## (2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前中間会計期間末 (平成10年9月30日現在)				第138期 (平成11年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超				うち1年超			
店頭	通貨スワップ	729,132	204,249	12,338	12,338	643,171	190,268	4,165	4,165
	うち米ドル	675,445	171,431	13,134	13,134	591,157	166,617	5,210	5,210
	うちその他	53,687	32,817	△ 796	△ 796	52,013	23,650	△ 1,045	△ 1,045

## (注) 1. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

2. 特定取引 (トレーディング取引) に含まれますデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

3. 先物為替予約、通貨オプション等につきましては、(中間) 期末日に引直しを行い、その損益を (中間) 損益計算書に計上しておりますので上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種類	前中間会計期間末 (平成10年9月30日現在)	第138期 (平成11年3月31日現在)
		契約額等	契約額等
店頭	為替予約		
	売建	282,303	169,709
	買建	284,123	176,913
	通貨オプション		
	売建		
	コール	4,864	3,496
	(     150)	(     114)	
	プット	2,447	1,300
	(     51)	(     21)	
	買建		
コール	4,346	3,724	
(     132)	(     117)		
プット	2,335	1,366	
(     44)	(     14)		
その他			
売建	—	—	
買建	—	—	

(注) ( ) は (中間) 貸借対照表に計上したオプション料であります。

## (3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前中間会計期間末(平成10年9月30日現在)			第138期(平成11年3月31日現在)				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株式指数先物 売建	1,679	—	1,615	64	1,660	—	1,669	△ 9
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	株式指数オプション 売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	コール	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
プット	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計				64				△ 9

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

2. ( )内は(中間)貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 特定取引(トレーディング取引)に含まれますデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

## (4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前中間会計期間末(平成10年9月30日現在)			第138期(平成11年3月31日現在)				
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	債券店頭オプション 売建	69,000	—	1,031	△ 614	—	—	—	—
	コール	( 416 )	—	—	—	( — )	—	—	—
	プット	5,000	—	—	—	( — )	—	—	—
	買建	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
	コール	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	( — )	—	—	—	( — )	—	—	—
	その他 売建	—	—	—	—	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計				△ 614				—

(注) 1. 時価の算定

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

2. ( )内は(中間)貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 特定取引(トレーディング取引)に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、評価損益を(中間)損益計算書に計上しておりますので、上記記載からは除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種類	前中間会計期間末 (平成10年9月30日現在)		第138期 (平成11年3月31日現在)	
		契約額等	時価	契約額等	時価
取引所	債券先物 売建	4,128	4,165	1,324	1,325
	買建	4,128	4,165	—	—
店頭	債券先物オプション 売建	8,995	106	—	—
	コール	( 106 )	—	( — )	—
	プット	10,680	4	( — )	—
店頭	買建	( 4 )	—	( — )	—
	コール	10,275	198	—	—
	プット	( 131 )	—	( — )	—
		4,351	7	( — )	—
		( 7 )	—	( — )	—

(注) ( )内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

## (5) 商品関連取引

商品関連取引につきましては、該当ありません。

(追加情報)

前中間会計期間 (平成10年4月1日から平成10年9月30日まで)	当中間会計期間 (平成11年4月1日から平成11年9月30日まで)
/	<p>1. 法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税(以下「法人税等」という。)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第173号)附則第3項に基づき、前事業年度(自平成10年4月1日 至平成11年3月31日)から税効果会計を適用しており、当中間会計期間は、同省令附則第4項に基づき適用しております。</p> <p>なお、法人税、住民税及び事業税については、前中間期まで当該期を一事業年度とみなして中間申告を行うとした場合の税額を計上していましたが、当中間期は税効果会計を適用したため、従来の方法に比べ、資産が179,806百万円増加するとともに、中間純利益が7,705百万円減少しております。</p> <p>また、事業税については、前中間期まで「その他経常費用」に計上していましたが、当中間期は「法人税、住民税及び事業税」として計上しております。これに伴う経常利益及び税引前中間純利益への影響はありません。</p> <p>2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (平成10年4月1日から平成10年9月30日まで)	当中間会計期間 (平成11年4月1日から平成11年9月30日まで)	前事業年度 (平成10年4月1日から平成11年3月31日まで)
<p>当行の取引先である日本国土開発株式会社は、平成10年12月1日東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行いました。</p> <p>なお、同社に対する当行の平成10年12月18日現在の貸出金の残高は3,780百万円であります。</p>	—	—

(2) その他

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成11年11月22日開催の取締役会において、第139期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金総額 3,524百万円

1株当たりの中間配当金

普通株式 2円50銭

第1回優先株式 2円83銭

第2回優先株式 4円73銭



## 第 二 部 提出会社の保証会社等の情報

該当ありません。